

令和 4 年度

業 務 概 況 書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

日 本 銀 行

- ▼ 日本銀行の活動状況の詳細については、本概況書を含め、日本銀行ホームページ (<https://www.boj.or.jp/>) に掲載していますので、ご参照下さい。
- ▼ 本概況書の内容について、商用目的で転載・複製（引用は含まれません）を行う場合は、予め日本銀行政策委員会室までご相談下さい。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記して下さい。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 序文 | 1 |
| I 日本銀行の概要 | 2 |
| II 日本銀行の行う業務 | 10 |
| III 令和4年度における業務の概況 | 16 |
| IV 組織運営面の概況 | 30 |
| V 気候変動に関する取り組み（TCFD提言に基づく情報開示） | 33 |
| VI 決算の状況 | 43 |
| （付1）監事監査の概況 | 54 |
| （付2）政策委員会主要議事事項一覧 | 56 |
| （付3）役職員の給与・退職手当等 | 64 |
| （付4）中期経営計画（2019～2023年度） | 66 |

序 文

日本銀行の使命は「物価の安定」と「金融システムの安定」です。日本銀行は、「物価の安定」という使命を果たすため、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を着実に進めています。日本銀行は、中央銀行としての2つの使命を果たしていくため、こうした金融政策運営に加えて、金融システム面の施策、決済システム・市場基盤の整備、国際金融、銀行券の発行・流通・管理、国庫金・国債に関する事務、対外情報発信など、多岐にわたる業務を行っています。日本銀行の行う様々な政策は、こうした幅広い中央銀行業務の確実な遂行を通じて実施していくものです。

この業務概況書は、日本銀行法第55条の規定に基づき、令和4年度における日本銀行の業務の実施状況を取り纏め、国民の皆様にご説明するために作成、公表するものです。日本銀行は、中期経営計画（2019～2023年度）のもと、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しながら、様々な外部環境の変化等を踏まえた機動的な業務・組織運営に努め、数多くの課題と施策に取り組んできました。今後も、引き続き、わが国の中央銀行として、日本経済の持続的な成長・発展に向け、努力して参ります。本書を通じて、日本銀行の取り組みの全体像をご理解いただければ幸いです。

令和5年5月

日本銀行総裁



I 日本銀行の概要

1. 沿革

| | | |
|-------|--------|--|
| 明治15年 | 6月 | 日本銀行条例公布（資本金1千万円、営業年限は開業の日より満30年） |
| | 10月10日 | 開業 |
| 20年 | 3月 | 増資（1千万円→2千万円）公示 |
| 28年 | 8月 | 増資（2千万円→3千万円）公示 |
| 29年 | 4月 | 本店店舗を現在地に新築移転 |
| 43年 | 2月 | 営業年限延長（明治45年10月10日より満30年）及び増資（3千万円→6千万円）公示 |
| 昭和17年 | 2月 | 旧日本銀行法公布（資本金1億円） |
| | 5月1日 | 旧日本銀行法に基づき改組 |
| 24年 | 6月 | 政策委員会設置 |
| 平成9年 | 6月 | 現行日本銀行法公布（資本金1億円） |
| 10年 | 4月1日 | 現行日本銀行法施行 |

2. 目的

日本銀行法（以下、「法」という。）では、日本銀行の目的を、「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」（法第1条第1項）及び「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（同条第2項）と規定している。

また、法は、日本銀行が通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念として、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を掲げている。

3. 資本金等

日本銀行の資本金は1億円である（法第8条第1項）。そのうち55,008千円（令和5年3月末現在）は政府出資であり^(注)、残りは民間等の出資となっている（図表1）。

(注) 法第8条第2項では、「日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。」と定められている。

(図表1) 資本金業態別出資状況 (令和5年3月末現在)

(単位:千円<単位未満切捨て>)

| 区分 | 出資金額 | 構成比 (%) |
|-------|---------|---------|
| 政府 | 55,008 | 55.0 |
| 個人 | 40,580 | 40.6 |
| 金融機関 | 1,851 | 1.9 |
| 公共団体等 | 183 | 0.2 |
| 証券会社 | 41 | 0.0 |
| その他法人 | 2,333 | 2.3 |
| 民間等計 | 44,991 | 45.0 |
| 合計 | 100,000 | 100.0 |

日本銀行の出資者に対しては、経営参加権が認められていないほか、残余財産の分配請求権も払込資本金額等の範囲内に限定されている（法第60条第2項、附則第22条第2項）。また、剰余金の出資者への配当は払込出資金額に対して年5%以内に制限されている（法第53条第4項）。

4. 役員

日本銀行には、役員として、総裁、副総裁（2人）、審議委員（6人）、監事（3人以内）、理事（6人以内）、参与（若干人）が置かれることとなっている（法第21条）。このうち、総裁、副総裁及び審議委員が、政策委員会を構成している（法第16条第2項）。

総裁、副総裁及び審議委員については両議院の同意を得て内閣が、監事については内閣が、理事及び参与については政策委員会の推薦に基づいて財務大臣が、それぞれ任命する（法第23条）。

総裁、副総裁及び審議委員の任期は5年、監事及び理事の任期は4年、参与の任期は2年となっている（法第24条）。理事を除く役員については、破産手続開始の決定を受けた場合など、法に列挙された事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して解任されることはない定めとなっている（法第25条）。

役員の仕事及び権限は、以下のとおりとなっている（法第16条第2項、第22条<図表2>）。

(図表2) 役員の職務及び権限

| | 職務及び権限 |
|------|---|
| 総 裁 | 日本銀行を代表し、政策委員会の定めるところに従い、業務を総理する。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。 |
| 副総裁 | 総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。 |
| 審議委員 | 総裁及び副総裁とともに政策委員会を構成し、委員会として、重要事項の議決や、役員（監事及び参与を除く。）の職務執行の監督を行う。 |
| 監 事 | 業務を監査する。また、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣（内閣総理大臣が法第61条の2の定めるところにより権限を金融庁長官に委任した場合は金融庁長官）又は政策委員会に意見を提出することができる。 |
| 理 事 | 総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。 |
| 参 与 | 業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、政策委員会に意見を述べるることができる。 |

(図表3) 役員の状況（令和5年3月末現在）

| 役職 | 氏名 | 当初就任年月日 | 主な職歴（参与は現職） |
|------|-----------------------|------------|--|
| 総 裁 | 黒田 東彦 ^(注1) | 平成25年3月20日 | 財務官、アジア開発銀行総裁 |
| 副総裁 | 内田 眞一 | 令和5年3月20日 | 日本銀行理事 |
| | 氷見野 良三 | 令和5年3月20日 | 金融庁長官 (株)ニッセイ基礎研究所総合政策研究部 エグゼクティブ・フェロー |
| 審議委員 | 安達 誠司 | 令和2年3月26日 | 丸三証券(株)調査部経済調査部長 |
| | 中村 豊明 | 令和2年7月1日 | (株)日立製作所代表執行役執行役副社長 |
| | 野口 旭 | 令和3年4月1日 | 専修大学経済学部教授 |
| | 中川 順子 | 令和3年6月30日 | 野村アセットマネジメント(株)取締役会長 |
| | 高田 創 | 令和4年7月24日 | 岡三証券(株)グローバル・リサーチ・センター 理事長エグゼクティブエコノミスト |
| | 田村 直樹 | 令和4年7月24日 | (株)三井住友銀行上席顧問 (株)三井住友フィナンシャルグループ 上席顧問 |

| | | | |
|-----|-----------------------|------------|---|
| 監 事 | 小野澤 洋二 | 令和元年9月20日 | 日本銀行政策委員会室長 |
| | 藤田 博一 | 令和2年2月1日 | 東京国税局長 |
| | 坂本 哲也 | 令和3年4月1日 | 日本銀行総務人事局長 |
| 理 事 | 清水 季子 | 令和2年5月11日 | 日本銀行名古屋支店長 |
| | 貝塚 正彰 | 令和2年9月10日 | 国税庁長官官房審議官(国際担当) |
| | 高口 博英 | 令和3年3月3日 | 日本銀行金融機構局長 |
| | 加藤 毅 | 令和3年4月1日 | 日本銀行名古屋支店長 |
| | 清水 誠一 | 令和4年5月9日 | 日本銀行企画局長 |
| | 中島 健至 | 令和5年3月20日 | 日本銀行名古屋支店長 |
| 参 与 | 河合 正弘 ^(注2) | 平成26年9月4日 | 東京大学名誉教授 (公財)環日本海経済研究所代表 理事・所長 |
| | 松本 正義 | 平成29年6月4日 | 関西経済連合会会長 住友電気工業(株)取締役会長 |
| | 飯島 彰己 | 令和元年6月4日 | 三井物産(株)顧問 |
| | 井阪 隆一 | 令和2年9月4日 | (株)セブソン&アイ・ホールディングス代表取締役 役社長 |
| | 十倉 雅和 | 令和3年7月1日 | 日本経済団体連合会会長 住友化学(株)代表取締役会長 |
| | 森田 敏夫 | 令和3年7月1日 | 日本証券業協会会長 |
| | 秋池 玲子 | 令和4年6月12日 | ポストコンサルティンググループ 日本共同代 表 経済同友会副代表幹事 |
| | 半沢 淳一 ^(注3) | 令和4年7月1日 | 全国銀行協会会長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 (株)三菱UFJ銀行取締役頭取執行役 員 |
| | 嶋尾 正 | 令和4年11月1日 | 名古屋商工会議所会頭 大同特殊鋼(株)代表取締役会長 |
| | 小林 健 | 令和4年11月17日 | 日本商工会議所会頭 三菱商事(株)相談役 |

(注1) 令和5年4月8日に総裁を退任した。4月9日付けで、植田和男(元日本銀行政策委員会審議委員、元共立女子大学教授)が総裁に就任した。

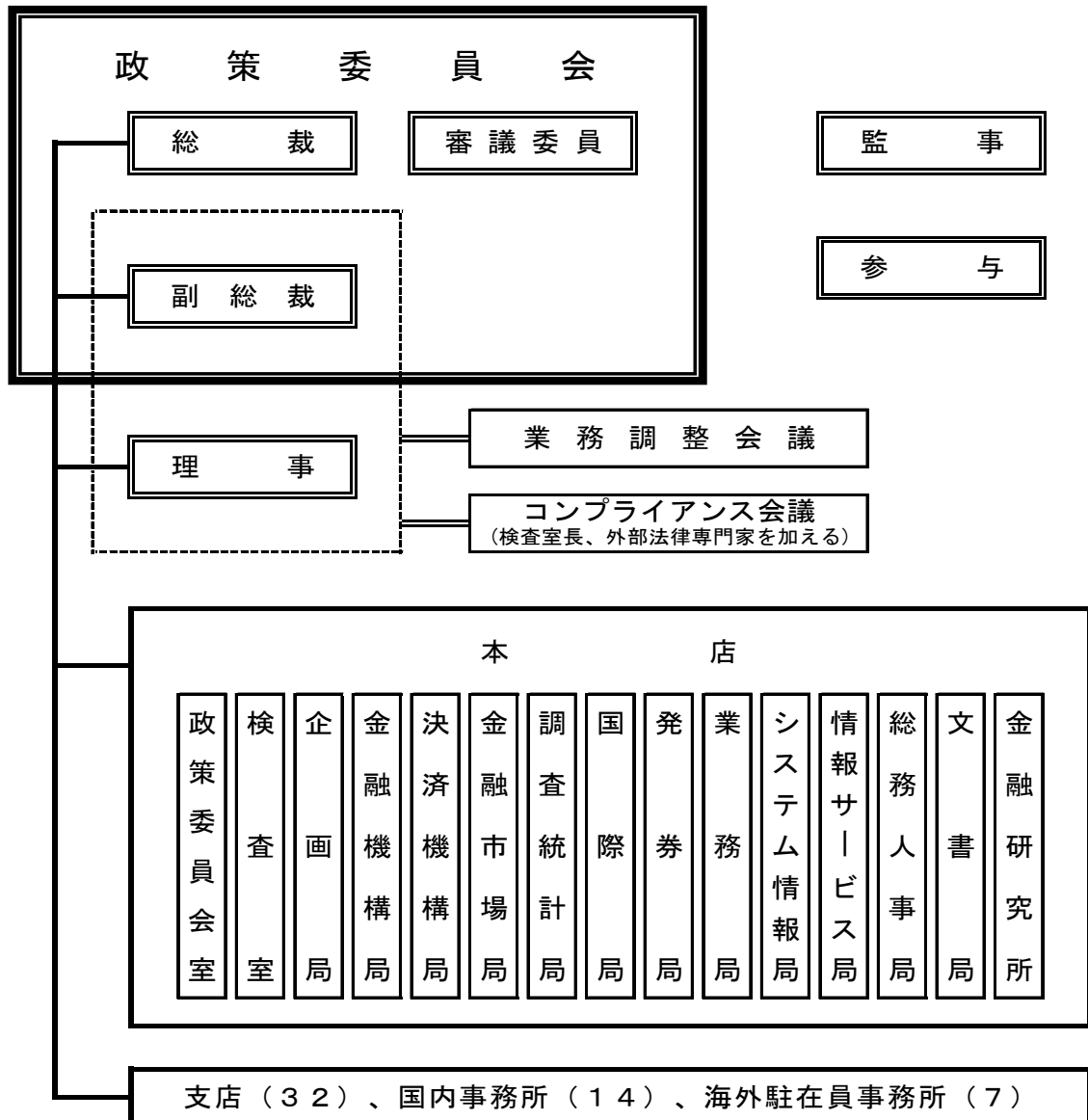
(注2) 令和5年4月25日に参与を退任した。5月12日付けで、吉川洋(東京大学名誉教授、財務省財務総合政策研究所名誉所長)が参与に就任した。

(注3) 令和5年4月1日に参与を退任した。同日付けで、加藤勝彦(全国銀行協会会長、(株)みずほ銀行取締役頭取)が参与に就任した。

5. 組織

令和4年度末時点における組織の概要は以下のとおりである。

(図表4) 日本銀行の組織



(図表5) 各組織の役割等

| | |
|----------------|--|
| 業務調整会議 | 業務執行にかかる事項についての組織横断的な検討・調整 (副総裁及び理事で構成) |
| コンプライアンス 会議 | 法令遵守及び公正な職務遂行を確保するために必要な事項にかかる検討 (副総裁及び理事の中から総裁が定める者、検査室長、外部法律専門家 で構成) |

| 本店局室研究所 | 所管事務 |
|---------|--|
| 政策委員会室 | 政策委員会の議事の運営、国会との連絡、報道機関を通じた広報、重要な文書に関する法令面の審査、業務及び組織の運営に関する基本的事項の企画・立案、予算、決算及び会計、役員に関する諸般の事務、監事の監査に関する補佐 |
| 検査室 | 事務処理の検査 |
| 企画局 | 通貨及び金融の調節に関する基本的事項の企画・立案 |
| 金融機構局 | 信用秩序の維持に資することを目的とする施策に関する基本的事項の企画・立案、考査その他金融機関等の業務及び財産の状況の調査並びにその結果に基づく助言等、当座預金取引先及び貸出取引先の選定、手形の割引及び資金の貸付けの実施にかかる具体的事項の決定等 |
| 決済機構局 | 決済システムに関する基本的事項の企画・立案、日本銀行が運営する決済システムへの参加に関する基本的事項の企画・立案、日本銀行の業務継続に関する基本的事項の企画・立案 |
| 金融市場局 | 金融市場調節の実施内容の決定、外国為替平衡操作の実施、国内金融・資本・外国為替市場の整備、国内外の金融・資本・外国為替市場の調査・分析 |
| 調査統計局 | 国内の経済及び財政の調査・分析、統計に関する事務 |
| 国際局 | 外国中央銀行・国際機関との連絡・調整、外国中央銀行等の円資産運用及び国際金融支援に関する業務、日本銀行保有外貨資産の管理、海外経済・国際金融に関する調査・分析、国際収支統計等の作成 |
| 発券局 | 銀行券に関する事務、貨幣・地金の出納・鑑査・保管 |
| 業務局 | 手形割引、貸付、手形・国債・債券の売買、金銭を担保とする債券の貸借、預り金、内国為替、国庫金の取扱、買入れ株式等に関する業務 |
| システム情報局 | システム開発及び運営 |
| 情報サービス局 | 一般広報、資料・図書の保管、金融知識の普及 |
| 総務人事局 | 組織管理、人事制度、人事、能力開発 |
| 文書局 | 施設管理、物品調達、警備、輸送等 |
| 金融研究所 | 金融・経済の基本問題に関する研究、金融・経済に関する歴史的資料の収集・保存・公開、学界等との連絡・交流 |

(図表 6) 本支店及び事務所の所在地と開設時期

| 店名 | 所在地 | 電話番号 | 開設年月 |
|----|--------------------|--------------|----------|
| 本店 | 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 | 03-3279-1111 | 明治15年10月 |

<支店>

| | | | |
|-----|------------------------|--------------|----------|
| 釧路 | 釧路市幸町9-2 | 0154-24-8100 | 昭和27年10月 |
| 札幌 | 札幌市中央区北 1 条西6-1-1 | 011-241-5231 | 〃 17年 1月 |
| 函館 | 函館市東雲町14-1 | 0138-27-1161 | 明治26年 4月 |
| 青森 | 青森市中央1-11-1 | 017-734-2151 | 昭和21年11月 |
| 秋田 | 秋田市大町2-3-35 | 018-824-7800 | 大正 6年 8月 |
| 仙台 | 仙台市青葉区一番町3-4-8 | 022-214-3111 | 昭和16年10月 |
| 福島 | 福島市本町6-24 | 024-521-6363 | 明治32年 7月 |
| 前橋 | 前橋市大手町2-6-14 | 027-225-1111 | 昭和19年12月 |
| 横浜 | 横浜市中区日本大通20-1 | 045-661-8111 | 〃 20年 8月 |
| 新潟 | 新潟市中央区寄居町344 | 025-222-3101 | 大正 3年 7月 |
| 金沢 | 金沢市香林坊2-3-28 | 076-223-9541 | 明治42年 3月 |
| 甲府 | 甲府市中央1-11-31 | 055-227-2411 | 昭和20年 7月 |
| 松本 | 松本市丸の内3-1 | 0263-34-3500 | 大正 3年 7月 |
| 静岡 | 静岡市葵区金座町26-1 | 054-273-4100 | 昭和18年 6月 |
| 名古屋 | 名古屋市中区錦2-1-1 | 052-222-2000 | 明治30年 3月 |
| 京都 | 京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町535 | 075-212-5151 | 〃 27年 4月 |
| 大阪 | 大阪市北区中之島2-1-45 | 06-6202-1111 | 〃 15年12月 |
| 神戸 | 神戸市中央区京町81 | 078-334-1111 | 昭和 2年 6月 |
| 岡山 | 岡山市北区丸の内1-6-1 | 086-227-5111 | 大正11年 4月 |
| 広島 | 広島市中区基町8-17 | 082-227-4100 | 明治38年 9月 |
| 松江 | 松江市母衣町55-3 | 0852-32-1500 | 大正 7年 3月 |
| 下関 | 下関市岬之町7-1 | 083-233-3111 | 昭和22年12月 |
| 高松 | 高松市寿町2-1-6 | 087-825-1111 | 〃 17年 2月 |
| 松山 | 松山市三番町4-10-2 | 089-933-2211 | 〃 7年11月 |
| 高知 | 高知市本町3-3-43 | 088-822-0001 | 〃 18年11月 |
| 北九州 | 北九州市小倉北区紺屋町13-13 | 093-541-9111 | 明治26年10月 |
| 福岡 | 福岡市中央区天神4-2-1 | 092-725-5511 | 昭和16年12月 |
| 大分 | 大分市長浜町2-13-20 | 097-533-9110 | 〃 23年 2月 |

| | | | |
|-----|---------------|--------------|----------|
| 長崎 | 長崎市炉粕町32 | 095-820-6111 | 昭和24年 3月 |
| 熊本 | 熊本市中央区山崎町15 | 096-359-9501 | 大正 6年 8月 |
| 鹿児島 | 鹿児島市上之園町5-15 | 099-259-3220 | 昭和18年 4月 |
| 那覇 | 那覇市おもろまち1-2-1 | 098-869-0111 | 〃 47年 5月 |

(注)平成15年5月に札幌支店の附属施設として開設した日本銀行旧小樽支店金融資料館の所在地は、小樽市色内1-11-16、電話番号は、0134-21-1111。

<国内事務所>

| | | | |
|--------|---------------------------|--------------|----------|
| 水戸 | 水戸市南町2-5-5 (常陽銀行本店別館) | 029-224-2734 | 昭和20年 8月 |
| 帯広 | 帯広市西2条南12-1 (JR帯広駅北口ビル) | 0155-25-5252 | 〃 21年 8月 |
| 旭川 | 旭川市4条通9-1703 (旭川北洋ビル) | 0166-23-3181 | 〃 21年 8月 |
| 盛岡 | 盛岡市中央通1-2-3 (岩手銀行本店) | 019-624-3622 | 〃 20年 8月 |
| 山形 | 山形市旅籠町2-2-31 (山形銀行旅籠町ビル) | 023-622-4004 | 〃 20年 8月 |
| 富山 | 富山市堤町通り1-2-26 (北陸銀行本店) | 076-424-4471 | 〃 20年 8月 |
| 福井 | 福井市順化1-1-1 (福井銀行本店) | 0776-22-4495 | 〃 21年 2月 |
| 長野 | 長野市岡田178-8 (八十二銀行本店) | 026-227-1296 | 〃 20年 7月 |
| 鳥取 | 鳥取市栄町402 (山陰合同銀行鳥取営業本部ビル) | 0857-22-2194 | 〃 20年10月 |
| 徳島 | 徳島市西船場町2-24-1 (阿波銀行本店) | 088-622-3126 | 〃 20年 4月 |
| 佐賀 | 佐賀市唐人2-7-20 (佐賀銀行本店) | 0952-23-8165 | 〃 21年 2月 |
| 宮崎 | 宮崎市橋通東4-3-5 (宮崎銀行本店) | 0985-23-6241 | 〃 21年 2月 |
| 電算センター | 東京都府中市日鋼町1-19 | 042-351-1111 | 平成 5年 7月 |
| 発券センター | 埼玉県戸田市美女木東1-2-1 | 048-449-7111 | 〃 14年11月 |

<海外駐在員事務所^(注)>

| | | | |
|---------|---|-----------------|----------|
| ニューヨーク | 140 Broadway, 22nd Floor, New York, NY 10005, U. S. A. | 1-212-269-6566 | 昭和25年10月 |
| ワシントン | 1801 Pennsylvania Ave, N.W., Suite 800, Washington, D. C. 20006, U. S. A. | 1-202-466-2228 | 平成 3年 3月 |
| ロンドン | Basildon House, 7-11 Moorgate, London EC2R 6AF, U. K. | 44-20-7606-2454 | 昭和26年 8月 |
| パリ | 17 Avenue George V, 75008 Paris, France | 33-1-4720-7295 | 〃 27年12月 |
| フランクフルト | Neue Mainzer Straße 66-68, 60311 Frankfurt am Main, Germany | 49-69-9714310 | 〃 31年 9月 |
| 香港 | Suite 1012, One Pacific Place, 88 Queensway, Central, Hong Kong | 852-2525-8325 | 〃 32年 7月 |
| 北京 | 中華人民共和国 北京市建国門外大街1号 国貿大廈2座19層12C室 郵編100004 | 86-10-6505-9601 | 平成15年12月 |

(注) 海外駐在員事務所の開設年月は駐在員が配置された時期をいう。

Ⅱ 日本銀行の行う業務

1. 金融政策に関する業務

日本銀行は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を目的として、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、金融政策の決定・実行に当たっている。金融政策運営の基本方針は、政策委員会・金融政策決定会合（以下、「決定会合」という。）で決定されており、日々の金融市場調節における市場への資金の供給や吸収によって具体化されている。令和4年度中においては、合計8回の決定会合を開催した。

年4回（通常1月、4月、7月及び10月）の決定会合においては、「経済・物価情勢の展望」（以下、「展望レポート」という。）を決定のうえ公表している。「展望レポート」では、先行きの経済・物価見通しや上振れ・下振れ要因を点検し、そのもとの金融政策運営の考え方を整理している。また、それ以外の決定会合における経済金融情勢に関する判断は、会合後の公表文の中で公表している。

こうした金融政策運営を支えるため、内外の経済金融情勢等に関する調査・分析を行っており、その主な成果を「展望レポート」、「地域経済報告」（さくらレポート）等で公表している。また、経済金融に関する基礎的、学術的研究を行い、その主な成果を「日本銀行ワーキングペーパーシリーズ」、「日銀リサーチラボ・シリーズ」、「金融研究」、「金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ」等で公表している。

また、日本銀行は、法第54条第1項に基づき、概ね6か月に1回、金融政策運営に関わる事項（法第15条第1項各号に掲げる事項）の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した「通貨及び金融の調節に関する報告書」を作成し、財務大臣を経由して国会に提出している。令和4年度中の経済金融情勢や金融政策運営、金融市場調節の実績についても、同報告書（日本銀行ホームページ（<https://www.boj.or.jp/>）にも掲載）において詳細に説明している（詳しくは同報告書参照）。

2. 金融システムに関する業務

日本銀行は、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（法第1条第2項）をその目的の一つとしている。本目的を達成するため、日本銀行当座預金（以下、「日銀当座預金」という。）という安全で便利な決済手段を提供するとともに、各種決済システムの安全性・効率性を高めるための施策を講じている。また、日々の決済業務を担っている個別金融機関の支払不能が、取引関係等を通じて他の金融機関に波及し、金融システム全体の機能が麻痺することがないように、金融システムの安定を図るため種々の取り組みを行っている。

具体的には、日本銀行は、流動性不足に陥った金融機関に対して、法第33条に基づく有価証券等を担保とする貸付けのほか、法第37条や法第38条に基づく流動性の供給等（「最後の貸し手」機能）を行うことがある。

これらの「最後の貸し手」機能を適切に発揮するため、考査（法第44条に基づく金融機関への立入調査）やオフサイト・モニタリング（役職員との面談や各種経営資料の分析等による調査）を実施し、取引先金融機関の経営状態の的確な把握に努めるとともに、必要に応じ、指導・助言を行うことを通じて、その経営の健全性維持を促している。また、金融高度化センターにおいては、各種セミナーの開催等を通じ、金融機関の経営・リスク管理や業務の高度化に向けた取り組みを支援している。

さらに、日本銀行は、考査やオフサイト・モニタリングで得られた知見も活用しつつ、実体経済と金融資本市場、金融機関行動などの相互関連に留意しながら、金融システムを全体としてみた場合のリスク評価を行うマクロプルーデンスの視点に立って、調査・分析を行っている。その成果は、「金融システムレポート」等として公表し、金融システムの安定確保に向けた各経済主体との対話に用いているほか、各種政策の企画や運営にも活かしている。また、主要国の中央銀行及び銀行監督当局の代表によって構成されるバーゼル銀行監督委員会をはじめとする諸会合への参加を通じて、金融システム安定化のための国際的な取り組みに参画している。

なお、日本銀行は、「最後の貸し手」機能の性格や目的を踏まえ、法第38条に基づき資金の貸付けその他の信用秩序維持のために必要と認められる業務（特融等）を行う場合、従来から、次の4つの原則に基づいて、その可否を判断してきている。

- 原則 1. システミック・リスクが顕現化する惧れがあること
- 〃 2. 日本銀行の資金供与が必要不可欠であること
 - 〃 3. モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること
 - 〃 4. 日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること

(図表 7) 取引先金融機関数一覧 (令和 4 年度末)

() 内は令和 3 年度末

| | 当座預金 | うち | 相対型 電子貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| | | 審査契約 締結先 | | | |
| 銀 行 | 123 (123) | 123 (123) | 123 (123) | 123 (123) | 123 (123) |
| 信 託 銀 行 | 11 (11) | 11 (11) | 8 (8) | 8 (8) | 11 (11) |
| 外 国 銀 行 | 48 (49) | 48 (49) | 36 (37) | 39 (40) | 37 (38) |
| 信 用 金 庫 | 247 (247) | 247 (247) | 112 (112) | 135 (135) | 194 (194) |
| 金融商品取引業者 | 36 (36) | 36 (36) | 30 (30) | 35 (35) | 34 (34) |
| 銀 行 協 会 | 1 (33) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| そ の 他 | 18 (18) | 9 (9) | 9 (9) | 9 (9) | 11 (11) |
| 合 計 | 484 (517) | 474 (475) | 318 (319) | 349 (350) | 410 (411) |

(図表 8) 審査・審査に準ずる調査^(注)の実施先数推移

| | 審査に準ずる調査 | 審査 | |
|----------------|----------|---------|---------|
| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| 国 内 銀 行 | 18 | 18 | 20 |
| 信 用 金 庫 | 14 | 34 | 37 |
| 外国銀行・金融商品取引業者等 | 5 | 7 | 4 |
| 合 計 | 37 | 59 | 61 |

(注) 令和 2 年度は、審査の実施を見合わせ、審査に準ずる調査 (リモート手法の活用による集中的なヒアリング調査) を行った。

3. 決済システム・市場基盤整備に関する業務

日本銀行は、日本銀行券や日銀当座預金という安全で便利な決済手段を提供しているほか、国債振替決済制度における振替機関として、国債の決済業務を行っている。また、日銀当座預金の提供や国債決済の業務を安全かつ効率的に行うため、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）というコンピュータ・ネットワークシステムを運営している。

さらに、決済システムが安全かつ効率的に機能するよう、決済システムの運営者・参加者に対して、オーバーサイト（モニタリングや必要な改善の働きかけ）を行っている。また、国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会等への参加をはじめ、海外の中央銀行等とともに決済システムに関する諸施策の検討・研究に参画している。

このほか、市場機能の強化や効率化を図るとともに、金融業務や市場取引のリスク管理の向上とイノベーションを支援するために、国際的な観点も踏まえつつ、市場参加者との意見交換や市場慣行の策定・見直しの支援、市場取引に関する統計の作成・公表等といったかたちで、金融・資本市場基盤の整備にも取り組んでいる。また、こうした取り組みの一環として、災害その他の危機発生時に備えて日本銀行自身の業務継続体制を整備するとともに、金融市場や金融・決済システム全体で実効性ある業務継続体制が整備されるよう、必要な働きかけ等を行っている。

こうした決済システム・市場基盤整備に係る施策等を適切に実施していくため、決済システムの安全性・効率性や金融市場・制度に関する調査・分析や基礎的研究を行っている。中央銀行デジタル通貨（日銀当座預金とは異なる新たな形態の電子的な中央銀行マネー）について、日本銀行では、現時点で発行する計画はないものの、決済システム全体の安定性と効率性を確保する観点から、今後の様々な環境変化に的確に対応できるよう必要な検討を行っている。

4. 国際金融に関する業務

日本銀行は、外国為替の売買（保有する外貨資産の管理を含む。）、外国中央銀行等や国際機関による円貨資産の運用等に協力するための業務などの国際金融業務を行っているほか、国際収支統計の作成や外国為替平衡操作（いわゆる為替介入）等の国際金融に関連した国の事務を取り扱っている。

また、G20、G7、国際通貨基金（IMF）、国際決済銀行（BIS）、金融安定理事会（FSB）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）、アジアの金融当局間の諸会合への参加を通じて、金融市場安定化のための取り組みやグローバルな金融経済情勢の議論、市場環境整備、気候変動対応等に関する国際的な作業に参画している。

このうち、アジアについては、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）、ASEAN+3への参加などを通じた金融協力の推進、金融経済の安定確保に向けた技術協力や研修の強化を行っているほか、アジアに関する研究・調査等の活動を行っている。

5. 銀行券の発行・流通・管理に関する業務

日本銀行は、銀行券の安定供給を確保するとともに、その信認を維持するため、銀行券の受入れ・支払いのほか、受け入れた銀行券の鑑査（枚数の計査、真偽の鑑定及び再流通可能性の判別）等の業務を本支店において行っている。また、貨幣についても、政府からその交付を受け、市中に流通させている。

安心して銀行券・貨幣を使える環境整備の一環として、汚れや傷みの激しい銀行券の再流通を抑制し、流通する銀行券のクリーン度を維持することに努めているほか、国内関係先や海外中央銀行等とも協力しつつ、通貨の偽造防止や円滑な流通に関する調査・研究、知識普及等にも積極的に取り組んでいる。

6. 国庫金・国債・対政府取引に関する業務

日本銀行は、国庫金の取り扱いや国債に関する事務など、国に関する様々な事務を行っている。具体的には、国庫金の取り扱いに関する事務としては、国庫金の受払いや官庁別・会計別計理、政府預金の管理、政府有価証券の受払い・保管などを行っており、国債に関しては、発行、元利金の支払等に関する一連の事務のほか、国債振替決済制度における振替機関としての事務を取り扱っている。こうした国庫金の取り扱いや国債に関する事務の一部については、国民の利便を図るため、代理店を全国の金融機関に委嘱している。

また、こうした国に関する事務とは別に、政府を相手方とした国債の売買等様々な取引を行っている。

7. 対外情報発信に関する業務

日本銀行は、国民に対する説明責任を果たす観点から、決定会合の主な意見、議事要旨や政策委員会の議決事項等を速やかに公表しているほか、国会への報告及び出席、記者会見・講演の実施、日本銀行ホームページへの掲載といった多様な機会・手段を活用して、積極的な情報の提供を行っている。決定会合の議事録は、会合から10年を経過したものについて、公表を行っている。

また、金融経済の専門家だけでなく、広く国民の日本銀行に対する理解向上に資するよう、受け手の関心・知識に応じた広報資料の作成等に努めているほか、金融経済知識の普及に向けた活動にも取り組んでいる。

このほか、日本銀行では、社会の情報基盤の一つとして各種統計の作成・公表を行っているほか、統計利用者の利便性を向上させるための施策を講じている。

この間、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、情報公開を行っている。

Ⅲ 令和4年度における業務の概況

日本銀行は、平成31年3月に「中期経営計画(2019～2023年度)」を策定し、公表した。本計画は、日本銀行が中期的に達成すべき課題をより明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間としたうえで、計画内容を基本的に固定しつつ、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表するとの枠組みを採用している。

以下では、令和4年度における業務の概況を表すものとして、中期経営計画に掲げた業務運営面の課題毎に、令和4年度の具体的施策の達成状況とその評価を整理した。なお、本計画の組織運営面の課題に関連する施策の実施状況は、「Ⅳ 組織運営面の概況」において記述している。

令和4年度における具体的施策の達成状況等

1. 金融政策運営に資する適切な企画・立案

(具体的施策の達成状況)

- ・ 金融政策運営に資する観点から、新型コロナウイルス感染症、グローバルなインフレ圧力の高まりや海外金利上昇の影響を含め、内外の金融経済情勢について多様な視点からの調査・分析を行った。また、それら一連の分析結果については、年4回公表している「展望レポート」や、日銀レビューなどの形で公表した。
- ・ 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の政策効果や影響などについて、多面的な分析を実施した。そのうえで、以下の対応を企画・立案した。
 - 指値オペの運用を明確化し、10年物国債金利について0.25%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日実施（4年4月）
 - 金融市場調節の一層の円滑化を図る観点等から、国債補完供給の運用を一部見直し（4年6・8・11月、5年2・3月）
 - 新型コロナ対応金融支援特別オペを段階的に終了しつつ、幅広い資金繰りニーズに応える資金供給による対応に移行（4年9月）
 - ETF買入れについて、保有に係る費用等を勘案して買い入れる扱いに変更（4年10月）
 - 緩和的な金融環境を維持しつつ、市場機能の改善を図り、より円滑にイールドカーブ全体の形成を促していくため、長短金利操作の運用を一部見直し（4年12月）
 - 「貸出増加を支援するための資金供給」の貸付実行期限を1年間延長（5年1月）
 - 「気候変動対応オペ」の対象先を拡大（系統会員金融機関の追加）（5年1月）
 - 「共通担保資金供給オペ」を拡充（5年1月）
- ・ 「コロナ禍における物価動向を巡る諸問題」に関するワークショップを開催し、コストプッシュ圧力の強まりの物価への影響や賃金と物価の関係などについて、外部の有識者を招聘し、幅広く討議を行い、理解深耕を図った（4年5・11月）。
- ・ 「市場調節に関する意見交換会」（4年度中に2回開催）や「債券市場参加者会合」（4年度中に2回開催）等を電話会議等の形式で開催し、活発な意見交換を行うなど、市場参加者との対話を継続した。
- ・ 金融政策、マクロ経済、金融市場、金融分野の法制度・会計制度・情報セキュリティ

ティ、金融史などに関する基礎的研究を進め、研究成果の公表や国内外の学会における発表などを通じて、対外的にも還元した。

(課題に即した達成状況の評価)

金融政策運営に資する観点から、内外金融経済情勢の多様な視点からの調査・分析や金融政策の効果・影響に関する多面的な分析を行ったうえで、機動的に政策の企画・立案を行った。また、「市場調節に関する意見交換会」や「債券市場参加者会合」の活用等により市場との対話を継続したほか、政策の適切な遂行を実現するための体制整備も着実に進めた。

以上より、各施策で所期の成果を上げ、金融政策運営をしっかりと支えることができたと評価することができる。5年度も、国内外の物価情勢の変化も含め、金融経済情勢の様々な変化を適切に捉えた調査・分析、機動的な政策企画、適切な金融調節の実施に必要な体制整備などに取り組んでいく。加えて、「多角的なレビュー」に資するような調査・分析や外部との意見交換等を進めていく。

2. 金融システムの安定・機能度の向上

(具体的施策の達成状況)

- ・ 考査については、感染症の拡大防止と金融機関の負担軽減の観点から、立入調査とリモート手法を併用し、61先に対して実施した。金融システムへの影響度やリスクプロファイルに応じためり張りのある考査運営を行い、金融グループ全体の経営実態も含め、業務と財産の状況、収益力、リスクへの対応力などを適切に把握した。
- ・ モニタリングでは、金融機関の業務運営、リスク管理の状況、収益力などについて、感染症の影響も意識しながらきめ細かくフォローした。また、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」や感染症対応に伴う各種政策の効果・影響、海外金利上昇の影響、気候変動対応、デジタル化の動きなどについて、詳細な調査・分析を実施した。システム上重要な金融機関に関しては、ビジネスモデルやリスクプロファイルの変化などを踏まえたモニタリングを実施した。地域金融機関に関しては、「地域金融強化のための特別当座預金制度」を実施するもとの、経営基盤強化に向けた取り組みを促した。
- ・ 金融システムレポートでは、感染症の影響が続くもとの金融システムの安定性に関する現状評価を行うとともに、グローバルな環境変化が貸出や有価証券投資

を通じてもたすリスクを中心に分析を深めたほか、特定のテーマを掘り下げた別冊シリーズを公表した（4年度中に4冊）。この間、情報発信面では、オンラインを活用しながら多くの関係先に説明を行った（4年度中に金融機関やアナリスト、マスメディア、学者等向けの説明会および各種国際会議での説明等を計82回実施）。

- ・ 「地域金融強化のための特別当座預金制度」に関する業務を適切に遂行した。
- ・ 金融庁との間では、引き続き、「金融庁・日本銀行連絡会」をはじめとする各レベルでの課題認識の共有を深化させた。また、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から、「金融モニタリング協議会」を通じて、金融庁との連携強化の取り組みを推進した。大手金融機関を対象とする共同調査の定着を図るとともに、考査・検査計画の調整や考査・検査結果の共有を行ったほか、各種計表・報告書の統合・廃止や提出先の一元化に向けた取り組みを進めた。また、これらの成果について、金融庁と連名で「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組みの進捗」（4年6月）を公表した。
- ・ 貸出支援基金においては、安定的な事務遂行を継続した。
- ・ 金融機関の貸倒引当金の現状と課題やSDGs/ESG金融などに関するワークショップをオンライン・ライブ配信で開催した。

（課題に即した達成状況の評価）

金融システムレポートにおける金融システムの機能度や安定性の維持・向上のための課題やリスクの提示、それを踏まえた考査の実施、モニタリングの強化等を通じて、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを適切に把握し、必要な改善を促した。その際には、考査とモニタリングの一体的運用の強化に努めた。また、地域金融機関との間では、「地域金融強化のための特別当座預金制度」の運営を通じて対話を深め、経営基盤強化に向けた取り組みを促した。

取引先選定や貸出関連業務について、適切かつ効率的な運営を行った。また、金融庁との連携強化を各分野で着実に進め、わが国におけるプルーデンス面での当局間連携を一段と強化し、各分野での実効性・効率性の向上を図った。

なお、日本銀行法第37条や第38条に基づく流動性の供給等を要する状況は生じなかった。

以上より、金融システムの安定・機能度の向上に向けた施策については、所期の成果を上げたと評価することができる。5年度は、立入調査とリモート手法を組み合わせた考査の実施や、考査とモニタリングの一体的運用の強化、金融庁との更なる連携強化に

向けた取り組みを継続することにより、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを適切に把握していく。また、気候変動やサイバーセキュリティ管理などの課題への対応を強化していくほか、地域金融機関との間では、地域経済支援や経営基盤強化の取り組みについて対話を深めていく。

3. 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

(具体的施策の達成状況)

- 中央銀行デジタル通貨について、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に沿って、以下の通り、実証実験の実施や制度設計面の検討等、内外関係者との連携を着実に推進した。
 - 実証実験について、概念実証フェーズ2を4年度内に終了するとともに、5年度からのパイロット実験の開始に向けて、必要な準備を整えた。
 - 制度設計面の検討の一環として、「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会『中間整理』」(4年5月)、決済システムレポート別冊(4年度中に1冊)を公表した。
 - 「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」(4年4・11月、5年2月)を開催し、概念実証の進捗状況や検証結果、制度設計、パイロット実験の検証項目等について、民間事業者や政府との間で情報共有および意見交換を行った。
 - 「決済の未来フォーラム デジタル通貨分科会」(4年6・12月)を開催し、幅広い関係者との間で、中央銀行デジタル通貨に活用し得る具体的な技術や取り組みについて意見交換を行った。
 - 主要中央銀行による中央銀行デジタル通貨の活用可能性を評価するためのグループのメンバーとして、各国の取り組み状況や共通の論点に関する議論に参画し、主要中央銀行との間で積極的な意見交換を行った。
- 「ISO パネル」(4年9月、5年3月)などを通じ、金融サービス分野の標準化に関する議論やISO/TC68国内委員会活動の認知度向上に貢献した。
- 全銀ネットの「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」およびその傘下に設置されたワーキンググループに参画し、資金移動業者の全銀システム参加、全銀システムへのAPI接続の導入、および9年稼働予定の第8次全銀システムの構築について、具体的な検討を支援した。
- 日銀ネットで利用するISO20022電文のバージョン改訂の実施時期を公表(5年1月)し、バージョン改訂に向けて、所要の対応を着実に進めた。

- ・ 「金利指標フォーラム」(4年4・9・12月、5年3月)を開催し、国内外の金利指標の動向について、意見交換・情報発信を実施した。また、5年6月に公表停止を控えるドル LIBOR については、各国の動向や国際的な取り組みに関する情報提供等を行うことで、本邦市場参加者の移行対応を支援した。
- ・ 「気候変動関連の市場機能サーベイ」(4年8月)の作成・公表開始により、市場機能向上に関する進展状況や課題を把握し、情報発信した。また、サーベイの結果について、市場関係者に対する説明会(4年10月)を開催し、気候変動ファイナンスに関する意見交換を行った。
- ・ 改定版「グローバル外為行動規範」を踏まえ、本邦における遵守促進や遵守先の裾野拡大に向けた取り組みを進めた。

(課題に即した達成状況の評価)

中央銀行デジタル通貨について、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に沿って、実証実験の実施や制度設計面の検討等、内外関係者との連携を着実に推進した。また、情報技術が決済サービスにもたらす新たな可能性や課題に関する国内外の議論に積極的に貢献したほか、わが国決済サービスの高度化に向けた働きかけを着実にを行った。

金融・資本市場基盤の整備については、「気候変動関連の市場機能サーベイ」の実施やその結果を踏まえた市場関係者との意見交換を通じて、気候変動ファイナンスに関する市場整備に貢献した。また、引き続き、金利指標改革に関する市場関係者の取り組みを支援したほか、「グローバル外為行動規範」の遵守意思表明を促進した。

以上より、各施策で所期の成果を上げ、決済サービスの高度化や金融・資本市場基盤の整備にしっかりと貢献したと評価することができる。5年度も、決済サービスの分野では、引き続き、中央銀行デジタル通貨に関する実証実験の着実な推進と制度設計面の検討に取り組むほか、国内外の議論に貢献していくこと等により、わが国決済サービスの高度化に向けた働きかけを継続していく。また、わが国の金融・資本市場基盤の整備の分野では、気候変動に関する金融市場の機能度や課題の把握を通じて、金融市場の発展に貢献していくほか、日本円金利指標を参照する取引が円滑に行われるよう市場関係者の対応を支援していく。

4. 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

(具体的施策の達成状況)

- ・ 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、金融市場調節、資金・国債決済や国庫金事務、銀行券の受払等を担う部署において、感染症の状況に応じて必要な対応を行いつつ、感染者の発生時にも中央銀行業務の遂行に支障を生じさせないための対策を講じた。
- ・ 日々の日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的に遂行した。
- ・ 金融政策決定会合において決定された金融市場調節方針及び資産買入れ方針に従い、金融市場調節事務を適切に運営した。市場動向に応じて、金融市場調節で用いる手段やその実施頻度・金額等を機動的かつ柔軟に見直すなど、市場環境の変化に的確に対応した。
- ・ 政府による外国為替平衡操作に関する事務を適切に遂行した。
- ・ 6年度上期を目途とした銀行券の改刷に向けて、新しい日本銀行券の備蓄を開始したほか、銀行券取扱機器を製造している企業等向けにサンプル閲覧会を開催し、その改刷対応を支援するなど、財務省・国立印刷局と連携しながら、所要の準備を進めた。
- ・ 本支店の窓口からクリーンな銀行券を供給するとともに、受け入れた銀行券については鑑査を行い、流通する銀行券のクリーン度の維持を図ったほか、その過程で銀行券のクリーン度管理を実施した。
- ・ 現金利用の実情について、関係者からの情報収集等を通じて実態の把握に努め、それを踏まえて、金融機関等を含めた現金関係事務の効率化に取り組んだ。
- ・ 国庫・国債事務について、金融機関の事務合理化ニーズにも積極的に対応しつつ、日本銀行代理店の統廃合、関係者への働きかけを通じたキャッシュレス納付の利用促進など効率化・電子化に取り組むとともに、多種多様な事務を確実に遂行した。また、金融機関と日本銀行との間での書面授受をオンラインで行うシステム（業務オンライン）の稼動を開始した。
- ・ この間、対外影響を伴う日銀ネット関連の障害が発生した。当該障害については、原因究明および再発防止策を講じた。

(課題に即した達成状況の評価)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める指定公共機関として、政府の方針を踏まえ、中央銀行業務の遂行に支障を生じさせないための対策を適切に講じた。

そのうえで、銀行業務については、日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的に遂行するとともに、金融政策決定会合で決定された方針に従った金融市場調節事務等を適切に実施した。

発券業務については、銀行券・貨幣の受払を安定的かつ効率的に遂行した。銀行券の改刷に向けても、財務省・国立印刷局と連携しながら所要の準備を着実に進めた。また、流通する銀行券のクリーン度の維持を図るなど、銀行券を安心して使える環境の整備に努めるとともに、金融機関等を含めた現金関係事務の効率化に取り組んだ。

国庫・国債業務については、日々の業務を安定的に遂行したほか、電子化や環境変化に応じた事務見直しに取り組んだ。

以上より、感染症への対応を講じながら適切な業務体制を確保し、日々の中央銀行業務を全体として安定的に遂行したほか、環境変化に応じた事務見直しも着実に推進したと評価することができる。5年度も、システム運行も含め、中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行を図っていくほか、質・量両面での事務の趨勢的な変化を見極めながら、中央銀行サービスの質を不断に高めていく。

5. グローバル化に対応した国際金融面での貢献

(具体的施策の達成状況)

- ・ わが国の中央銀行として、ASEAN+3、国際決済銀行 (BIS)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議 (EMEAP)、金融安定理事会 (FSB)、G7、G20、国際通貨基金 (IMF)、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)、経済協力開発機構 (OECD) などの関連会合に積極的に参画した。感染症の影響が続くもとの、会合は対面形式とオンライン形式を併用し、以下の成果を上げた。
 - G7 については、5年度の新潟における財務大臣・中央銀行総裁会議に向けて、議長国の中央銀行として、内外の関係先との調整を適切に実施したほか、各種の関連会合等を円滑に運営した。
 - 海外の金融経済動向を把握し、経済成長や金融システム強化に向けたグローバルな議論に貢献するとともに、日本銀行の金融政策運営に対する理解を促進した。
 - 金融規制監督に関する分野では、金融庁とも協力しつつ、国際金融規制等の実施・影響評価、監督の充実に向けた議論や気候関連金融リスクへの対応に関する議論に積極的に参画し、国際金融システムの安定確保のための政策形成プロセスに適切に貢献した。

- NGFS 関連では、気候シナリオ分析をはじめとする各種の議論に参画・貢献した。
 - 国際金融市場や金融市場インフラ、金利指標改革、グローバル外為行動規範、統計などに関する分野では、引き続き、各分野における議論などに参画・貢献した。
 - EMEAP 関連では、域内の金融経済情勢に関する議論やアジア・ボンド・ファンドの運営において中心的な役割を果たした。その際、グリーンボンド市場の育成に向けた取り組みも推進した。
 - BIS および EMEAP 関連の一部委員会等では、議長として議論を適切にリードするなど、主導的な役割を発揮した。
 - 中央銀行統計に関するアービング・フィッシャー委員会では、理事を務めるとともに、金融経済統計の整備・向上に関する国際的な議論に貢献した。
- ・ 監督カレッジ等への参画を通じて、グローバル金融システム上重要な金融機関の経営状況に関する海外当局との情報交換を積極的に行った。
 - ・ 主要な海外中央銀行等と個別の意見交換を行ったほか、アジア金融当局との関係強化を継続し、金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などに関する迅速・広範な情報収集を行った。
 - ・ 国際金融協力の面では、シンガポール通貨庁およびタイ中央銀行との間で、金融システムの安定を目的として、相互の発行通貨を融通するための為替スワップ取極をそれぞれ延長した（4年11月、5年3月）。また、海外中央銀行との協調行動として米ドル資金供給オペの拡充を実施した（5年3月）。
 - ・ ASEAN+3 の枠組みのもと、財務省と協力しつつ、チェンマイ・イニシアティブにおける現地通貨の供給体制の整備にかかる議論や実効性向上に向けた各種検討において中心的な役割を果たした。
 - ・ アジアの中央銀行向けを中心とした技術支援・セミナーの開催や人材交流については、対面とオンラインを併用しながら実施し（実施件数 55 件）、アジアの金融・資本市場の安定・発展に寄与するとともに、海外当局との中長期的な関係を構築・強化した。

（課題に即した達成状況の評価）

わが国の中央銀行として、内外の関係先と協力しながら G7 関連会合を円滑に開催・運営したほか、気候変動への対応等に関する国際的な議論に参画し、国際協調に貢献した。また、BIS や EMEAP などにおいて、金融規制、金融市場や市場インフラ等に関

する会合に積極的に参画し、主導的な役割も発揮しつつ、国際通貨金融システムの安定確保に向けた議論に貢献した。このほか、アジア域内で二国間の国際金融協力を拡充するとともに、主にアジア地域を対象とする技術支援を実施した。各国中央銀行等との連携を維持・強化し、金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などに関する迅速・広範な情報収集や市場の状況に応じた協調行動を実施した。

以上より、わが国の中央銀行として、国際通貨金融システムの安定確保やアジアの金融・資本市場の安定と発展に貢献するための施策は、着実に進展したと評価することができる。5年度も、引き続き、気候変動への対応等を含めた国際的な議論に参画しつつ、関係機関とも連携しながら、アジア関連を中心にこれまでの取り組みを深化させていく。また、G7議長国の中央銀行として、財務省と協力しながら関連会合の円滑な開催・運営に努めていく。

6. 地域経済・金融に対する貢献

(具体的施策の達成状況)

- ・ 本支店では、感染症の影響が続くなか、必要な業務を継続して行う体制を確保しつつ、取引先金融機関や官庁との事務連絡会をオンラインも活用して開催しながら、発券業務や国庫・国債業務などの中央銀行業務を安定的に遂行した。
- ・ 札幌、青森、仙台、新潟、金沢、静岡、松江、下関、高知、北九州、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島各支店では、災害発生に際して、財務局等と連携し、金融機関等に対して金融上の特別措置を講じるよう要請した。
- ・ 本支店および事務所では、感染症の状況に応じて対面形式とオンライン形式を使い分けながら、地域の企業や金融機関等へのヒアリング、経済団体等との意見交換会などを積極的に実施し、地域の金融経済情勢をきめ細かく把握した。こうした情報は、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。
 - ▶ なお、東日本大震災や熊本地震などの震災、大規模な風水害からの復旧・復興需要の動向について、関係支店等のネットワークを活用し、丁寧に把握した。
- ・ 講演活動やその他の広報活動等を、オンライン等も活用しながら実施し、地域経済にかかる調査・分析結果や日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を地域にも還元・発信した。地域経済動向の調査・分析の成果は、「地域経済報告(さくらレポート)」として四半期毎に取りまとめて公表したほか、特定のテーマを掘り下げた「さくらレポート別冊」を公表した(4年度中に2冊)。また、支店長会議に関する情報発信の充実の観点から、「各地域からみた景気の現状」の作成・公表を

開始した（4年10月）。

- ・ このほか、主として地域金融機関向けを念頭に、企業や地域が抱える様々な課題解決支援に資するワークショップをオンライン・ライブ配信で開催した。

（課題に即した達成状況の評価）

感染症の影響が続くなか、本支店において、中央銀行業務を安定的に遂行した。また、積極的な調査活動を通じて地域毎に特徴のある金融経済情勢をきめ細かく把握し、地域にも還元しつつ、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。

以上より、地域経済・金融に対して貢献するための取り組みは、感染症の影響を受けつつも、本支店や事務所の中央銀行としての機能を十分に活用しながら、着実に進展したと評価することができる。5年度も、地域に対して中央銀行サービスを適切に提供するとともに、持続可能な発展の観点も踏まえ、各地の金融経済動向や地域にかかる課題の的確な把握や情報還元などに取り組んでいく。

7. 対外コミュニケーションの強化

（具体的施策の達成状況）

- ・ 日本銀行法に基づき、以下の通り、金融政策運営や業務運営の状況を公表した。
 - 金融政策決定会合の議事要旨・議事録の公表
 - 「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会への提出・公表（4年6・12月）
 - 「令和3年度業務概況書」の公表（4年5月）
- ・ また、金融政策運営や業務運営について、以下のような様々な手段を通じて情報発信を行い、政策意図の理解浸透などに努めた。
 - 金融政策運営に関する決定の対外公表文（「当面の金融政策運営について」等）、展望レポート（4年4・7・10月、5年1月）、「金融政策決定会合における主な意見」、正副総裁・審議委員による記者会見や講演・寄稿など。
 - 一般の方々の分かりやすさやアクセス向上を企図して、展望レポートの内容をインフォグラフィックで紹介するハイライトの公表を開始したほか、総裁定例記者会見のライブ・動画配信を開始した。
- ・ このほか、感染症による対面活動への影響が続くなか、デジタルコンテンツの拡

充やオンラインの活用を図りつつ、以下のような、多様な対象層に向けた親しみ易く分かり易い広報活動に努め、政策や業務に関する理解促進を図った。

- ▶ 本行ホームページのリニューアルを実施し、マルチデバイス化に即した使い勝手向上を図った。
 - ▶ 本支店のホームページへの公表資料の掲載のほか、ソーシャルメディアの活用などを通じて、幅広い層に対して情報発信を行った（日本銀行ホームページのアクセス件数 580 百万件、うち英語版 413 百万件、支店ホームページのアクセス件数 4.9 百万件、Twitter のフォロワー数 219 千人、Facebook のフォロワー数 5.6 千人、YouTube チャンネル登録者数 5.3 千人）。
 - ▶ 広報誌「にちぎん」について、政策・業務に関する内容を分かり易く取り上げるなど、記事内容の充実を図った。
 - ▶ 本支店の見学案内については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のほか、自治体の要請など地域毎の状況に応じて運営した。本店では、感染症の状況を踏まえ、下期にかけて見学定員を段階的に復元したほか、見学案内の実施回数も増やし、感染拡大防止策を講じながら実施した（本店見学者数 8.0 千人）。支店についても、各店の受入体制を踏まえて慎重に対応しつつ、広報コンテンツを追加するなど、内容の充実を図った（支店見学者数 9.5 千人）。
 - ▶ 各種広報イベントの開催や日本銀行の機能・役割等に関する若年層向けの講義の実施を通じて、政策・業務の理解を深める機会を提供した。例えば、本店では、4 年振りに開催した春休みの親子見学会（小中学生向け）のほか、「日銀グランプリ」（大学生向け小論文コンクール。応募件数 113 件）を開催した。また、大学等で行う「出張講座」について、オンラインも活用しながら開催した（14 先）。
- 政策や業務について積極的に英文による情報発信を行った。
 - 以下のような取り組みを通じ、政策や業務に関する国民各層の意見やニーズの把握に努めた。
 - ▶ 金融機関や企業、経済団体、学界、その他業務運営上の繋がりのある関係者等との、対面形式やオンライン形式による面談や意見交換の実施。
 - ▶ 電話・メール等による一般照会への適切な対応（本店照会受付件数 4.7 千件 < 営業目的、宛先相違とみられるもの等を除く >）。
 - 貨幣博物館および旧小樽支店金融資料館については、所在する地域の感染症の状況のほか、政府や自治体の要請等を踏まえて、必要な感染拡大防止策を講じるな

ど、適切に運営した（来館者数は、それぞれ 70 千人、68 千人）。この間、貨幣博物館では、にちぎん 140 周年企画展「水辺の風景と日本銀行」を開催し、日本橋川沿いの発展や本行の誕生の経緯といった研究成果を展示した。また、旧小樽支店金融資料館では、渋沢栄一に関する特別展を開催した。

- 日本銀行アーカイブを、公文書等の管理に関する法律および同法施行令に基づく国立公文書館等として適切に運営し、利用請求件数は 193 件、歴史的公文の受入は 2,205 冊となった。
- 金融経済情勢などに関する調査・分析の成果を、日銀レビュー（17 本）、ワーキングペーパー（17 本）、ディスカッションペーパー（21 本）、調査論文（7 本）等により公表した。
- 「中央銀行の迎える新たな局面とフロンティア」をテーマとする国際コンファレンス（4 年 5 月）をオンライン形式で開催した。
- 日本銀行作成統計について、環境変化に応じた見直しや基準改定、拡充などを適切に実施した。
 - 貸出・預金動向について、公表項目の追加（信用金庫の預金残高）などを実施した（4 年 5 月）。
 - 企業物価指数について、2020 年基準に移行した。また、最終需要・中間需要物価指数の公表を開始した（4 年 6 月）。
- 日本銀行作成統計について、以下の施策を通じて、統計の理解深耕を促進した。
 - 企業物価指数の 2020 年基準改定について、改定結果に関する調査論文を公表した（4 年 6 月）。
 - 短観について、「研究開発投資」におけるデータの特徴点やクセを解説した日銀レビューを公表した（5 年 1 月）。
- 金融広報中央委員会の事務局として、金融広報を取り巻く環境変化を踏まえながら、関係行政機関・団体等と連携・協力しつつ、大学生・若手社会人向けの金融リテラシーに関する e ラーニング講座や SNS の活用などを通じて、幅広く金融広報活動を展開した。また、政府より、6 年中に「金融経済教育推進機構（以下、「新機構」）」を設立し、本行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・承継する方針が打ち出されたことを受けて、新しい体制の下で幅広い金融経済教育が行われるよう、所要の検討を進めた。

(課題に即した達成状況の評価)

政策や業務運営について、様々な手段を通じて、一般向けを含めた国内外への情報発信を行い、政策意図の理解浸透に努めた。情報発信にあたっては、感染症の状況に応じて対面形式とオンライン形式を使い分けつつ、デジタルコンテンツの拡充を図った。

また、金融機関や企業などとの意見交換や、一般照会への適切な対応などを通じ、日本銀行に対する意見・ニーズの把握に努めた。

日本銀行作成統計については、環境変化に応じた見直しや基準改定を進めたほか、利用者の利便性向上に資する取り組みを実施した。

金融広報中央委員会の事務局として、金融広報を取り巻く環境変化を踏まえつつ、金融広報活動を展開し、金融リテラシーの向上に貢献した。また、新機構設立に関する所要の検討を進めた。

以上より、対外コミュニケーションの強化については、感染症の状況に応じて適切に対応しつつ、デジタルコンテンツの拡充を図りながら、着実に進展したと評価することができる。5年度も、引き続き、多様な媒体を活用しつつ、政策や業務運営に関する多角的かつ効果的な内外への情報発信や、ネットワークの維持・強化を通じ、意見・ニーズの積極的かつ丁寧な把握などに努めていく。また、6年中に予定されている新機構の設立に向け、所要の検討を継続する。なお、広報活動の一部については、デジタル化やオンライン化の進展を踏まえた取り組みを継続していく。

IV 組織運営面の概況

1. 経費決算・予算

令和4年度の経費支出については、予算に沿って中期経営計画の遂行に必要な支出を適正に行った。その結果、令和4年度の経費決算は、前年度比3.7%増加(+76億円)し、2,134億円となった。令和5年度の経費予算については、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な予算を確保しつつ、予算見積の精緻化等を通じて適切な経費予算の編成に取り組んだ。

2. IT投資

中期経営計画の遂行に必要なシステム開発を、開発効率の向上や開発案件のスリム化などに努めながら着実に行った。令和4年度のシステム開発規模は、14,809人月(うち外部委託分11,531人月)となった。

3. 人員

令和4年度は、定員(常勤職員数の最高限度)4,900人の範囲内で、中期経営計画の遂行に必要な人員を確保した。令和5年3月末の常勤職員数は、必要な要員について増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めた結果、4,609人となり、前年度末に比べ15人減少した。

(図表9) 常勤職員数

(単位：人)

| | 令和5年3月末 | (前年同月末) |
|-------------------|---------|---------|
| 常勤職員数 | 4,609 | (4,624) |
| 本店 ^(注) | 2,756 | (2,768) |
| 支店 | 1,780 | (1,783) |
| 国内事務所 | 49 | (49) |
| 海外駐在員事務所 | 24 | (24) |

(注) 電算センター及び発券センターの職員は本店に含まれる。

給与面では、役員については、役員手当の引き上げにより、令和4年度の年収を3年度対比0.4%引き上げた。

職員については、管理職を除く職員の定例給与を+0.2%改訂（ベア）するとともに、賞与の支給条件について令和4年5月及び11月賞与の支給率（ベアによる増加分を除く）を、管理職以外の職員については2.124か月（管理職については2.286か月）とした。この結果、年収ベースでは、0.2%の引き上げとなった。

4. 組織運営面の対応

日本銀行は、中期経営計画（2019～2023年度）に掲げた業務運営面の課題に取り組むため、組織運営面で、環境変化に応じた業務推進とそれを支える人材の確保、業務リスクの適切な管理、業務継続力の強化に関する諸施策を実施した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症への対応が長期に及ぶもと、テレビ会議等の積極的な活用や一層のペーパーレス化など、情報技術にかかる取り組みを推進した。また、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフの確保、ダイバーシティの一層の推進、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実の観点からの働き方の多様化・柔軟化の着実な実現に向けて、以下の取り組みを実施した。

- 各種研修等について、オンラインも活用しながら充実させたほか、海外も含め、外部との人材交流にも、引き続き積極的に取り組んだ。
- 令和3年3月に策定、公表した「女性の活躍推進に関する行動計画（第2期）」のもとで、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにし、職員全員にとって働きやすい職場環境を整備するための取り組みを進めた。
- 令和5年度採用について、企画役級以上^(注)の職員の候補となる総合職・特定職に占める女性の割合を3割以上の水準とした。

(注)「企画役級以上」は、日本銀行において所管業務の遂行について総轄的な役割を果たし、部門内の組織の運営・管理を担う役職を指す。

このほか、業務継続に関して、新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、東日本大震災や熊本地震、大規模な風水害の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に関する被災想定の見直し等も踏まえながら、本支店

の被災時の対応力強化に向けた施策を着実に進めるなど、業務継続力の強化に関する施策を実施した。

5. 内部検査実施状況

日本銀行の内部検査については、事務の適正な処理、各種業務リスクの適切な管理、職務の公正な遂行などの視点から、検査室が本店、支店及び事務所の事務の処理の検査を行い、その結果を政策委員会に報告している。令和4年度は、本店4局室（政策委員会室、金融機構局、情報サービス局、文書局）、海外3事務所（ロンドン、パリ、フランクフルト）、12支店（仙台、新潟、名古屋、京都、大阪、広島、下関、高松、松山、大分、長崎、熊本）及び国内3事務所（盛岡、山形、徳島）の検査を実施した。

V 気候変動に関する取り組み（TCFD提言に基づく情報開示）

日本銀行は、「中期経営計画（2019～2023年度）」において、環境認識として、広く経済社会に関して、「持続可能な開発目標」（SDGs）への取り組みが求められていることを示している。特に、気候変動問題は、将来にわたって社会・経済に広範な影響を及ぼしうるグローバルな課題となっているとの認識が内外で広く共有され、各国中央銀行に共通して、中央銀行の立場からも取り組むことが期待されている。

こうした外部環境のもと、日本銀行は、令和3年7月に「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」により、気候変動に対する日本銀行の基本的な考え方と包括的な取り組み方針を示し、具体的な対応を進めている。このうち、情報発信については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）による推奨内容を踏まえた日本銀行自身の情報開示を行うことを表明している。

TCFDは、各主体の気候変動に関する取り組みについて、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4項目に分けて開示することを推奨している（図表10）。以下では、その推奨内容に沿って、気候変動に関する日本銀行の取り組みについて、物価の安定と金融システムの安定を目的とする日本銀行の政策と業務の特性を踏まえ、整理する。

（図表10）TCFDが推奨している開示項目

| 項目 | 推奨されている開示内容 |
|-------|--|
| ガバナンス | 気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する |
| 戦略 | 気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の影響及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する |
| リスク管理 | 気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する |
| 指標と目標 | 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する |

（出所）「最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」より作成。

1. ガバナンス

日本銀行は、3年7月16日に開催した政策委員会において、「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」（以下、「取り組み方針」という。）を決定した。その後、4年3月25日に開催した政策委員会において、「中期経営計画（2019～2023年度）」の3年度目の中間レビューを行い、気候変動問題を巡る進展を、日本銀行の業務・組織運営を取り巻く環境に関して、計画開始後に生じている特に大きな動きと位置付けたうえで、残りの計画期間における重要な課題として、「取り組み方針」に沿った対応を継続することを確認した。

「取り組み方針」は、金融政策、金融システム、調査研究、国際金融および業務運営・情報発信から成る幅広い分野にかかる施策を示している。そのもとで、重要な事項については、政策委員会による議決を経て実施されるほか、各分野における具体的な対応は、日本銀行の各部署とそれぞれの担当役員によって推進される。その際、日本銀行内の組織横断的な実務者のネットワークである「気候連携ハブ」を設置し、気候連携ハブ総括の取り纏めのもとで、関係部署間の情報共有や様々な取り組みについての連携を促進する体制を確保している。現在、「気候連携ハブ」は国際局が事務局機能を担い、政策委員会室、企画局、金融機構局、決済機構局、金融市場局、調査統計局、金融研究所の実務者が参加するかたちで、概ね月1回のペースで会合を開いている。また、各部署における取り組みについては、日本銀行が中期経営計画のもとで実施した具体的施策の一部として、毎年度、その達成状況を評価している。

2. 戦略

（1）日本銀行の使命と気候変動の影響やリスク

気候変動問題への対応を進めるためには、国会・政府の政策対応と同時に、社会・経済を構成している各主体による積極的な取り組みが求められる。政府や企業をはじめ、内外の関係者による気候変動に関する取り組みが積極化しているなか、日本銀行は、わが国の中央銀行として、物価の安定と金融システムの安定という日本銀行の使命に沿って、気候変動に関する取り組みを進めていく。

その際、日本銀行では、気候変動が、経済や物価、金融システムに及ぼす影響やリスクについて、以下のように整理している。

個々の企業や家計が経済活動を行う際に、温室効果ガスがもたらす影響が十分には考慮されない場合、社会的にみて過大な量の温室効果ガスが排出されることになる。こうした状態が継続すれば、結果として社会・経済に大きな負のコストが生じることになる。過大な温室効果ガス排出の影響は、一国にとどまらず、他国にも広がりを持つほか、将来にわたって長期間継続しうる。近年は、地球規模での気温上昇のほか、大規模な自然災害の深刻さや発生頻度が増しているなど、気候変動問題は日々の生活や社会活動に大きな影響を与えるようになっている。

具体的な影響について、経済の面では、近年、自然災害に伴うサプライチェーンの寸断など、経済活動が阻害される頻度が高まっている。中長期的には、エネルギー価格の変動や、温室効果ガス多排出産業の投資や雇用の減少などを通じて経済を押し下げる可能性がある一方、再生可能エネルギー関連投資の増加など新しい機会をもたらす可能性もあり、将来の経済に及ぼす影響については、高い不確実性がある。また、物価の面では、自然災害に伴う物価の変動に加え、脱炭素社会に移行するための各種の施策による物価・賃金への影響が現れる可能性がある。

金融システムの面では、「物理的リスク」と「移行リスク」を通じて影響を与えうる。「物理的リスク」は、気候変動に起因する大規模災害や海面上昇といった物理的現象が企業や家計に損失をもたらすリスクを、「移行リスク」は、脱炭素社会への移行に伴う政策、技術、消費者の嗜好の変化などが企業や家計に経済的影響をもたらすリスクを指す。いずれも、金融機関の投融資の量と質を変化させ、対応次第では、金融システムに負の影響を及ぼす可能性がある。

（２）日本銀行の取り組み方針

日本銀行は、気候変動が経済や物価、金融システムに及ぼしうる影響を踏まえ、「取り組み方針」のもと、金融政策、金融システム、調査研究、国際金融および業務運営・情報発信の各分野において、それぞれの施策を実施することとしている（図表 1 1）。

(図表 1 1) 「取り組み方針」のポイント

【金融政策】

- ・気候変動分野での民間の多様な取り組みを支援するため、新たな資金供給を実施

【金融システム】

- ・金融システムの安定確保：気候関連金融リスクの適切な把握・管理
- ・金融仲介機能の円滑な発揮：取引先企業の脱炭素化に向けた金融機関の取り組み支援等

【調査研究】

- ・気候変動問題による影響の分析深化、データの収集や分析手法の高度化
- ・金融市場・インフラの機能度の調査、決済システム・市場基盤整備に関わる課題の検討

【国際金融】

- ・国際的な気候変動に関する取り組みの進展、気候関連金融リスクに関する国際的な枠組み構築への貢献
- ・アジアの市場育成の観点から、各国中銀との協力を通じたグリーンボンド等への投資拡充
- ・従来からの保有外貨資産に関する方針の下で、グリーン国債等の購入

【業務運営、情報発信】

- ・気候変動への対応を意識した取り組み（温室効果ガスの排出削減など）
- ・TCFDによる推奨内容を踏まえた開示、気候変動に関する取り組み全般の対外説明の充実

3. リスク管理

政府や企業をはじめとする様々な主体が、気候変動への対応を積極化している。日本銀行としては、気候変動が中長期的に経済・物価・金融システムにきわめて大きな影響を及ぼすリスクがあることを踏まえ、中央銀行の立場から、物価の安定と金融システムの安定という使命に沿って、各分野で気候変動に関する取り組みを進めていく。具体的には、「取り組み方針」に掲げる

5つの分野において、それぞれ以下のような対応を行っており、今後も継続していく。

(1) 金融政策

日本銀行は、気候変動に関する金融政策面の取り組みとして、金融機関によるわが国の気候変動対応に資する投融資をバックファイナンスする「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション（気候変動対応オペ）」を導入し、3年12月以降、5年1月までに計3回の資金供給を実施した（対象先は73先、資金供給残高は約4.4兆円となっている）。また、5年1月には、民間における気候変動対応を幅広く支援するため、気候変動対応オペの対象先を拡充し、新たに系統会員金融機関を含めることを決定した。引き続き、対象先の追加公募も行いながら、原則として年2回の頻度でオペを実施していく予定である。

気候変動対応オペにおいては、制度の適切な運営を確保する観点から、以下のような仕組みとしている。

気候変動対応オペの対象先については、TCFDの推奨内容などを踏まえた一定の開示を要件とすることで、適切なガバナンスのもとで組織として気候変動対応投融資に取り組んでいる先を選定している。

また、バックファイナンスの対象投融資については、中央銀行がミクロの資源配分に具体的に関与することをできる限り避ける観点から、日本銀行が大まかな類型を示したうえで、具体的な判断を対象先に委ねる仕組みとしている。その際、対象先に投融資の判断基準の開示を求めることにより、規律付けを図っている。

加えて、気候変動対応は長期に亘ることから、対象先は、気候変動対応オペにより最長12年度まで資金供給を受けられることとしている。その際、時の経過とともに気候変動対応にかかる取り組みが進展することも踏まえ、対象先が1年ごとにバックファイナンスの対象に含めうる投融資を判断し、借り換えを行う仕組みとしている。

(2) 金融システム

気候変動問題は、「物理的リスク」と「移行リスク」を通じて、金融機関経営、ひいては金融システムの安定にも大きな影響を及ぼしうる。また、社会・経済の脱炭素化を進めていくうえでは、金融仲介機能が適切に発揮

されることが重要である。日本銀行としては、こうした状況を適切に把握するとともに、気候関連金融リスクの把握や管理に関する金融機関の取り組みを積極的に後押ししていくことなどを通じて、わが国の金融システムの安定確保と金融仲介機能の円滑な発揮を目指している。

こうした考え方のもと、審査・モニタリングにおいては、金融機関との間で、気候関連金融リスクへの対応状況や、取引先企業の脱炭素化に向けた取り組み支援等の状況に関して、深度のある対話を行っている。こうした点は、審査の実施方針等でも明確化している。

その際、気候関連金融リスクの定量的な把握が重要となるが、「シナリオ分析」が有用との認識のもと、金融庁と連携しながら、一部の大手金融機関との間で、共通シナリオに基づく気候変動シナリオ分析に取り組んでおり、4年度には試行的取り組みの結果を公表した。今後は、その試行的取り組みや、気候関連金融リスクに関する規制・監督やリスク管理を巡る国際的な議論などを踏まえながら、金融機関の規模・特性に応じて気候変動シナリオ分析の高度化を促していく。

なお、シナリオ分析やリスクの定量化の取り組みにあたっては、各地域の自然環境や産業構造によって、気候変動の影響が異なることを適切に反映する必要がある。日本銀行では、シナリオ分析を補完する観点から、水害が多いというわが国の自然災害面のリスク特性を踏まえつつ、水害が実体経済や金融システムに与える影響についての定量的な分析も行っている。

また、TCFD等に基づく開示の質と量の充実を金融機関に対して促している。このほか、金融機関の取引先企業の脱炭素化に向けた金融高度化セミナーも開催するなど、金融機関の取り組み支援にも努めている。

(3) 調査研究

調査研究の面では、気候変動が、経済・物価などのマクロ経済や金融市場、金融システムにもたらす影響について分析を深めるとともに、情勢判断やリスク把握のためのデータの収集や分析手法の高度化などに取り組んでいる。また、幅広い市場関係者を対象に、気候変動に関するわが国金融市場の機能度や今後の発展に向けた課題を把握するため、「気候変動関連の市場機能サーベイ」を実施している。

そして、これらの成果について、各種の論文・レポート等として日本銀

行ホームページで公表しているほか（図表12）、内外の関係者との情報共有や意見交換を行っている。具体的には、3年3月に気候関連金融リスクに関する国際リサーチ・ワークショップを開催したほか、4年10月に「気候変動関連の市場機能サーベイ」説明会を開催した。加えて、個別の面談やヒアリングも積極的に実施している。

今後も、気候変動に関して、多面的に調査・分析を行うとともに、その成果について公表していく予定である。

（図表12）気候変動に関する論文・レポート等（令和4年度分）

| 資料名 |
|---|
| 金融システムレポート別冊「地域金融機関の気候変動対応の現状」 |
| 本邦株式市場における気候関連要因の反映状況—個別銘柄株価にもとづく定量分析— |
| 動学的確率的一般均衡モデルを用いた炭素税の波及分析 |
| わが国のエネルギー効率—企業・家計部門の動向とカーボンニュートラルに向けた含意— |
| 「気候変動関連の市場機能サーベイ」説明会 |
| 気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について |
| 気候変動関連の市場機能サーベイ（第1回）調査結果—市場機能向上の進展状況と今後の課題— |
| さくらレポート別冊「地域の企業における気候変動を巡る取り組みと課題」 |
| 気候変動に関する中央銀行のコミュニケーション |
| 水害が実体経済に与える影響に関する定量分析 |
| 水害リスクが地価に及ぼす影響 |
| 脱炭素社会への移行過程におけるわが国経済の課題：論点整理 |

（4）国際金融

国際金融の面では、G7、G20、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）等の国際会議や各国中央銀行との会合において、各国の取り組みについての情報収集や日本銀行の施策の説明、多国間の議論への参画を通じ、気候変動に関する取り組みの進展に貢献している。この点、

気候変動を巡る対応においては、アジア等の各地域固有の事情が反映されることを念頭に、サステナブル・ファイナンスやトランジション・ファイナンスの促進等に関する検討に積極的に参画し、国際的な議論の形成に貢献した。今後も、気候変動に関する議論への参画等を通じて、国際的な取り組みの進展に貢献していく。

また、金融システムに関しては、金融庁と緊密に連携しつつ、バーゼル銀行監督委員会、金融安定理事会（F S B）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（N G F S）等において進められている、気候関連金融リスクの実効的な管理のあり方に関する検討や、シナリオ分析の活用・高度化に向けた研究に積極的に関与しており、議論を通じた知見の共有等にも取り組んでいる。あわせて、同リスクの評価に必要なデータの整備に関する国際的な取り組みについても、金融機関や関係省庁等と協力しつつ、対応を進めている。

この間、アジアにおいて、域内の現地通貨建てグリーンボンド市場を育成することを念頭に、E M E A P メンバー中央銀行とともに、アジア・ボンド・ファンドを通じたグリーンボンドへの投資を行っている。また、日本銀行が保有する外貨資産については、従来からの保有外貨資産に関する方針の下で、外貨建てのグリーン国債等の購入を継続している。

（５）業務運営、情報発信

日本銀行自身の業務運営についても、これを適切かつ効率的に行う観点から、気候変動への対応を意識した取り組みを行っている。この点、これまでも、本支店の施設管理において、政府・自治体が定める目標も踏まえながら、温室効果ガスの排出削減および省エネルギーに配慮した対応を行ってきている。同時に、中央銀行業務の安定的な遂行の観点から、水害リスクの高まりに対する業務継続体制の整備も着実に進めている。

情報発信の面では、気候変動に関する講演を積極的に行うとともに、日本銀行ホームページに設置した専用のサイト「気候変動」の内容の充実に取り組んでいる。また、T C F D 提言に基づく情報開示についても毎年更新し、適切な情報発信に努めていく。

気候変動が経済・物価・金融システムにもたらす影響は、不確実性が高く、時間の経過に伴って大きく変化する可能性がある。上記（１）から（４）の取り組みは、中央銀行として、気候変動が経済や金融システムにもたらす影

響やリスクに関する調査・分析を十分に行ったうえで、長い目でみたマクロ経済の安定に資する取り組みや金融システムの安定確保に向けた施策を実施していくプロセスとなる。日本銀行は、こうした取り組みを継続することで、社会・経済が全体として、気候変動の影響やリスクに対して適切に対応することに貢献していく。また、(5)の取り組みにより、日本銀行自身の業務運営にかかる対応を継続していくほか、日本銀行の気候変動に関する取り組みを対外的に十分に説明していく。

4. 指標と目標

上記の3.(5)に関して、今般、日本銀行自身の業務運営におけるCO₂排出量について、Scope 1（直接的な排出量）と Scope 2（間接的な排出量）に加えて、Scope 3（その他間接排出量）のうち、「出張（航空機）」を年度毎に集計し、開示することとした（図表13）。これまでの取り組みにより、近年のCO₂排出量は、以前と比べて減少している。

また、日本銀行は、政府が定める「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）のもと、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均▲1%以上低減することが目標として定められており、これを達成している（図表14）。

(図表 1 3) 日本銀行の業務運営におけるCO₂排出量

(単位：t CO₂)

| 計測項目 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-----------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| Scope 1 (直接的な排出量) | 都市ガス | 2,642 | 2,661 | 2,973 | 3,123 | 3,215 |
| | 重油 | 331 | 309 | 341 | 344 | 306 |
| | 灯油 | 600 | 682 | 578 | 515 | 518 |
| | 軽油 | 251 | 266 | 261 | 235 | 240 |
| | ガソリン | 169 | 144 | 111 | 116 | 107 |
| | 小計 | 3,993 | 4,062 | 4,265 | 4,334 | 4,386 |
| Scope 2 (間接的な排出量) | 電力 | 35,604 | 29,841 | 22,732 | 26,683 | 30,307 |
| | 温水 | 400 | 404 | 445 | 440 | 361 |
| | 冷水 | 500 | 472 | 546 | 452 | 442 |
| | 小計 | 36,504 | 30,717 | 23,722 | 27,576 | 31,110 |
| Scope 3 (その他間接排出量) | 出張 (航空機) | — | — | 204 | 238 | 771 |
| 合計 | | 40,497 | 34,779 | 28,191 | 32,148 | 36,267 |

(注1) 集計範囲は、本店、支店、国内事務所。

(注2) Scope 1・2は、地球温暖化対策の推進に関する法律の算定方法に準拠して算出。電力は、各電気事業者の基礎排出係数を使用。

(注3) Scope 3は、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」(環境省、経済産業省)の算定方法に準拠して算出。

(図表 1 4) 日本銀行のエネルギー使用量

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| エネルギー使用量 (k1) | 19,506 | 18,995 | 18,718 | 18,528 | 19,131 |
| エネルギー消費原単位 (k1/m ²) | 0.0413 | 0.0402 | 0.0397 | 0.0393 | 0.0390 |
| 5年間の平均原単位変化 (%) | ▲3.2 | ▲2.8 | ▲1.3 | ▲1.7 | ▲1.4 |

(注1) 集計範囲は、本店、支店、国内事務所。

(注2) エネルギー使用量の対象は、都市ガス、重油、灯油、電力、温水、冷水。

(注3) エネルギー使用量は、省エネ法の換算係数を乗じて算出した原油換算値。エネルギー消費原単位は、エネルギー使用量を日本銀行の建物の延べ床面積で除して算出。

VI 決算の状況

1. 令和4年度決算

第138回事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。以下、「令和4年度」という。）の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書は、令和5年5月29日公表の「第138回事業年度（令和4年度）決算等について」のとおりである。

このうち、令和4年度の財務諸表については、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出し、その承認を受けたほか、令和4年度の財務諸表にかかる附属明細書についても、監事監査において、「財務諸表の記載内容を適正に補足している」と認められた。

令和4年度決算の概要は以下のとおりである。

（1）資産・負債、損益等の状況

令和4年度末における資産・負債の状況をみると、総資産残高は、国債が増加した一方、貸出金が減少したことから、前年度末と比べ1兆1,370億円減少（▲0.2%）し、735兆1,165億円となった。また、総負債残高は、預金（当座預金）を中心に前年度末と比べ1兆9,661億円減少（▲0.3%）し、729兆5,849億円となった（図表15～16参照）。

—— 主な資産の増減状況についてみると、長期国債は、資産買入れを進めるなか、576兆2,197億円と前年度末を64兆9,885億円上回った。一方、貸出金は、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等の減少から、94兆4,397億円と前年度末を57兆931億円下回った。

—— 主な負債の増減状況についてみると、当座預金が、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等を通じた資金供給の減少により、549兆781億円と前年度末を14兆1,003億円下回った。この間、日本銀行券の発行残高は、121兆9,550億円と前年度末を2兆842億円上回った。

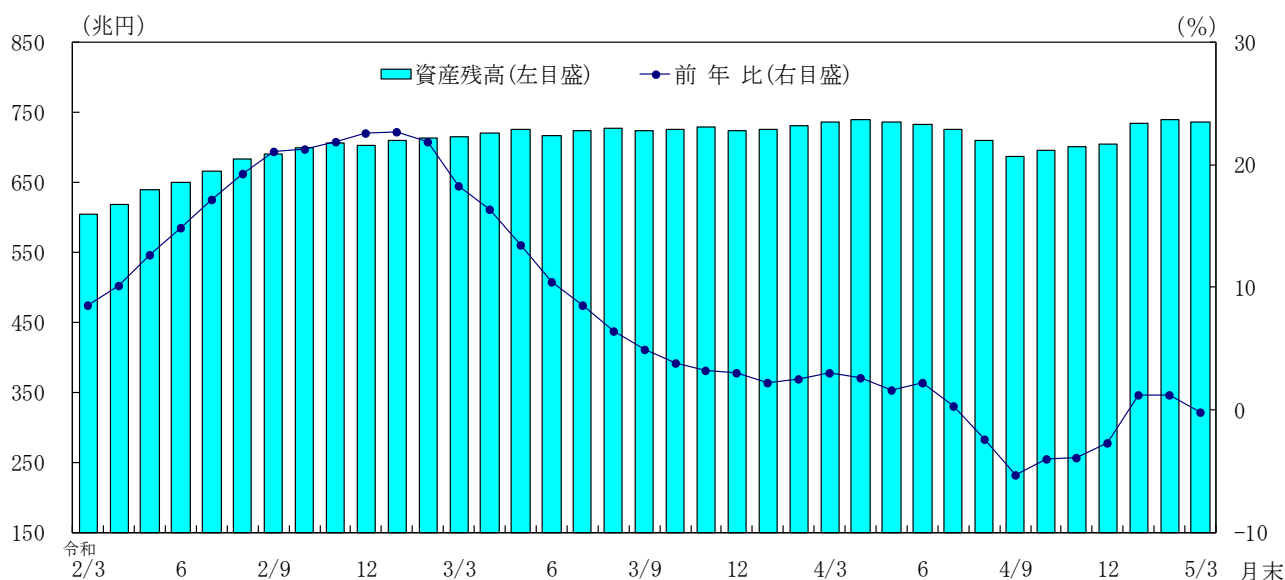
令和4年度の損益の状況についてみると、経常利益は、前年度比8,121億円増益の3兆2,307億円となった。これは、金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用益や国債利息収入が増加したこと等によるものである（図表17～25参照）。

特別損益は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、債券取引損失引当金の積立てを行ったほか、外国為替関係損益が益超となったことを受け、外国為替等取引損失引当金の積立てを行ったこと等から、▲8,190億円となった。

法人税、住民税及び事業税を差し引いた後の当期剰余金は、前年度比7,629億円増加の2兆875億円となり、ここから法定準備金積立額1,043億円（当期剰余金の5%）、配当金（500万円、払込出資金額の年5%の割合）を差し引いた残額1兆9,831億円を国庫に納付することとした。

令和4年度末の自己資本比率（剰余金処分後）は、9.81%と、前年度末（9.29%）に比べ上昇した（図表26～27参照）。

（図表15）資産残高の推移



(図表16) 主な資産・負債の増減状況等

(単位：億円、()内は前年度末比%、〈 〉内は前年度末比増減額、億円)

| | 3年度末 | 4年度末 | 4年度末における前年度末比増減要因 |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| 資産合計 | 7,362,535 (+3.0) 〈+216,969〉 | 7,351,165 (▲0.2) 〈▲11,370〉 | 貸出金を中心に減少。 |
| うち 国債 (短期国債を 含む) | 5,261,736 (▲1.1) 〈▲59,915〉 | 5,817,206 (+10.6) 〈+555,469〉 | 国債の買入額及び引受額が償還額等を 上回ったことから増加。 |
| コマーシャル・ ペーパー等 | 25,143 (▲12.6) 〈▲3,621〉 | 21,232 (▲15.6) 〈▲3,911〉 | コマーシャル・ペーパー等の償還額が買 入額を上回ったことから減少。 |
| 社債 | 85,830 (+14.5) 〈+10,845〉 | 80,089 (▲6.7) 〈▲5,740〉 | 社債の償還額等が買入額を上回ったこ とから減少。 |
| 金銭の信託(信 託財産株式) | 4,575 (▲21.3) 〈▲1,234〉 | 3,047 (▲33.4) 〈▲1,528〉 | 保有株式の売却により減少。 |
| 金銭の信託(信 託財産指数連 動型上場投資 信託) | 365,657 (+1.9) 〈+6,861〉 | 370,459 (+1.3) 〈+4,801〉 | 指数連動型上場投資信託受益権の買入 れに伴い増加。 |
| 金銭の信託(信 託財産不動産 投資信託) | 6,661 (▲0.1) 〈▲7〉 | 6,665 (+0.1) 〈+4〉 | ほぼ横這いで推移。 |
| 貸出金 | 1,515,328 (+20.4) 〈+256,926〉 | 944,397 (▲37.7) 〈▲570,931〉 | 新型コロナウイルス感染症対応金融支 援特別オペ等の減少により減少。 |
| 外国為替 | 83,064 (+8.2) 〈+6,276〉 | 91,105 (+9.7) 〈+8,041〉 | 外貨建資産の円換算に用いる外国為替 相場の状況を主因に増加。 |
| 負債合計 | 7,315,511 (+3.0) 〈+215,304〉 | 7,295,849 (▲0.3) 〈▲19,661〉 | 預金を中心に減少。 |
| うち 発行銀行券 | 1,198,707 (+3.3) 〈+38,590〉 | 1,219,550 (+1.7) 〈+20,842〉 | 銀行券需要の状況を映じて増加。 |
| 預金 | 5,897,473 (+7.3) 〈+403,746〉 | 5,779,806 (▲2.0) 〈▲117,667〉 | 当座預金(残高549.0兆円)は、新型コ ロonavirus感染症対応金融支援特別 オペ等を通じた資金供給の減少により 減少(前年度末比▲14.1兆円)。 |
| 政府預金 | 130,325 (▲64.7) 〈▲238,853〉 | 155,979 (+19.7) 〈+25,654〉 | 国庫の資金繰りの状況を映じて増加。 |
| 売現先勘定 | 9,199 (+54.7) 〈+3,251〉 | 53,709 (5.8倍) 〈+44,509〉 | 国債売現先残高が増加。 |

(参考)「貸出支援基金」による貸付金の残高

(単位:億円)

| | 2年度末 | 3年度末 | 4年度末 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 貸付金合計 | 624,122 | 639,341 | 722,432 |
| 成長基盤強化を支援するための資金供給 | 81,579 | 80,651 | 71,489 |
| 貸出増加を支援するための資金供給 | 542,543 | 558,690 | 650,943 |

(注)「貸出支援基金」による貸付金の残高には、「貸出金」には含まれない外貨建ての貸付金を含む。

(図表 17) 主な損益の増減状況等

(単位： 億円、() 内は前年度比%、〈 〉内は前年度比増減額、億円)

| | 3年度 | 4年度 | 4年度における前年度比増減要因 |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 経常利益 | 24,185 (+22.4) 〈+4,421〉 | 32,307 (+33.6) 〈+8,121〉 | 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用益の増加等を主因に増益。 |
| うち経常収入 | 11,598 〈▲48〉 | 15,207 〈+3,609〉 | 国債利息収入の増加等から増収。 |
| 長期国債関係損益 | — 〈—〉 | ▲70 〈▲70〉 | 国債補完供給の減額措置の実行に伴う売却損を計上。 |
| 外国為替関係損益 | 7,220 〈+4,742〉 | 7,490 〈+270〉 | 外貨建資産の円換算に用いる外国為替相場の状況を映じて益超幅が拡大。 |
| 金銭の信託(信託財産株式)運用損益 | 2,973 〈+467〉 | 3,541 〈+567〉 | 株式の処分に伴う利益の計上を主因に益超幅が拡大。 |
| 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益 | 8,426 〈+1,150〉 | 11,044 〈+2,617〉 | 指数連動型上場投資信託の分配金等の増加により益超幅が拡大。 |
| 金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益 | 315 〈+23〉 | 306 〈▲9〉 | 不動産投資信託の売却益を計上した前年度対比で益超幅が縮小。 |
| 補完当座預金制度利息 | ▲1,802 〈+376〉 | ▲1,766 〈+35〉 | 補完当座預金制度にかかる残高の状況を映じて支払利息が減少。 |
| 貸出促進付利制度利息 | ▲806 〈▲806〉 | ▲372 〈+433〉 | 貸出促進付利制度にかかる残高の状況を映じて支払利息が減少。 |
| 特別損益 | ▲7,542 〈▲2,307〉 | ▲8,190 〈▲647〉 | — |
| うち債券取引損失引当金 | ▲4,029 〈▲42〉 | ▲4,612 〈▲582〉 | 長期国債からの利息収入(有利子負債見合い部分)等と有利子負債に対する利払費用等との差額の50%を積立て。 |
| 外国為替等取引損失引当金 | ▲3,610 〈▲2,371〉 | ▲3,745 〈▲135〉 | 外国為替関係損益における益超額の50%を積立て。 |
| 税引前当期剰余金 | 16,643 (+14.5) 〈+2,113〉 | 24,116 (+44.9) 〈+7,473〉 | — |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,396 〈+1,058〉 | 3,241 〈▲155〉 | 法人税、住民税及び事業税を計上。 |
| 当期剰余金 | 13,246 (+8.7) 〈+1,054〉 | 20,875 (+57.6) 〈+7,629〉 | — |

(注1) 経常収入は、貸出金利息、買現先利息、国債利息、コマーシャル・ペーパー等利息、社債利息、外貨債券利息、外貨預け金等利息の合計額。

(注2) 長期国債関係損益は、国債(長期)売却損益。

(注3) 外国為替関係損益は、外国為替収益又は同費用のうち為替差損益の額。

(注4) 補完当座預金制度利息は、プラス金利に係る利息(▲2,077億円)とマイナス金利に係る利息(310億円)との差額。3年度のプラス金利に係る利息には、貸出促進付利制度の適用前に付利を行った新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの利用残高に相当する当座預金への付利額(▲3億円)を含む。

(注5) 経常利益には、地域金融強化のための特別当座預金制度の支払利息(▲748億円)を含む。

(注6) 各種引当金の▲符号は、積立て(減益要因)を示す。

(注7) 日本銀行の利益は、その大部分が銀行券の独占的発行権に基づくものであることから、所要の経費や税金を支払った後の税引後当期剰余金は準備金や配当に充てられるものを除き、総て国庫に納付されることとなっている。その際、この納付金は、法人税及び事業税にかかる課税所得の算定上、損金(無税)の扱いとされている。

(2) 参考計数

① 損益関係

(図表 1 8) 長期国債関係損益の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 4年度 | |
|----------|-----|-----|------|-----|------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 長期国債関係損益 | --- | --- | ▲70 | ▲24 | ▲45 |
| 売却益 | --- | --- | 158 | --- | 158 |
| 売却損 | --- | --- | ▲228 | ▲24 | ▲204 |

(図表 1 9) 外国為替関係損益の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 4年度 | |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 外国為替関係損益 (為替差損益) | 2,478 | 7,220 | 7,490 | 15,063 | ▲7,572 |

(図表 2 0) 金銭の信託(信託財産株式)運用損益の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 4年度 | |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 金銭の信託(信託財産株式) 運用損益 | 2,505 | 2,973 | 3,541 | 1,578 | 1,963 |
| 配当金等 | 333 | 384 | 295 | 161 | 134 |
| 減損 | ▲3 | ▲13 | ▲12 | ▲15 | 2 |
| 売却損益 | 2,176 | 2,602 | 3,258 | 1,432 | 1,826 |

(図表 2 1) 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 4年度 | |
|----------------------------|-------|-------|--------|--------|-----|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益 | 7,275 | 8,426 | 11,044 | 10,153 | 891 |
| 分配金等 | 7,275 | 8,426 | 11,044 | 10,153 | 891 |
| 減損 | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売却損益 | --- | --- | --- | --- | --- |

(図表 2 2) 金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 4年度 | |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益 | 292 | 315 | 306 | 154 | 151 |
| 分配金等 | 292 | 301 | 306 | 154 | 151 |
| 減損 | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売却損益 | --- | 13 | --- | --- | --- |

(図表 2 3) 経常収入の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | |
|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 経常収入 | 11,646 | 11,598 | 15,207 | 6,605 | 8,602 |
| 円貨資産 | 10,872 | 11,249 | 13,364 | 6,018 | 7,345 |
| 貸出金 | 0 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| 買現先勘定 | — | ▲1 | — | — | — |
| 国債 | 10,866 | 11,233 | 13,319 | 6,003 | 7,315 |
| 短期国債 | ▲529 | ▲282 | ▲91 | ▲55 | ▲35 |
| 長期国債 | 11,396 | 11,515 | 13,411 | 6,059 | 7,351 |
| コマーシャル・ペーパー等 | ▲3 | ▲4 | 2 | ▲0 | 2 |
| 社債 | 8 | 21 | 34 | 14 | 19 |
| 外貨資産 | 774 | 348 | 1,843 | 586 | 1,256 |

(図表 2 4) 運用資産平残の推移

(単位:億円)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 運用資産合計(平残) | 6,399,363 | 6,853,738 | 6,826,381 | 6,908,425 | 6,743,887 |
| 円貨資産 | 6,255,687 | 6,778,234 | 6,740,002 | 6,824,878 | 6,654,659 |
| 貸出金 | 913,866 | 1,362,135 | 1,082,583 | 1,308,168 | 855,759 |
| 買現先勘定 | — | 1,473 | 0 | 0 | — |
| 国債 | 5,246,099 | 5,304,293 | 5,546,766 | 5,403,563 | 5,690,756 |
| 短期国債 | 348,527 | 234,735 | 106,843 | 136,558 | 76,964 |
| 長期国債 | 4,897,572 | 5,069,557 | 5,439,923 | 5,267,005 | 5,613,791 |
| コマーシャル・ペーパー等 | 42,239 | 30,025 | 27,264 | 28,293 | 26,229 |
| 社債 | 53,482 | 80,307 | 83,386 | 84,851 | 81,913 |
| 外貨資産 | 143,675 | 75,503 | 86,379 | 83,546 | 89,227 |

(図表 2 5) 運用資産利回りの推移

(単位:%)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 上半期 | 下半期 |
| 運用資産合計(利回り) | 0.181 | 0.169 | 0.222 | 0.190 | 0.255 |
| 円貨資産 | 0.173 | 0.165 | 0.198 | 0.175 | 0.221 |
| 貸出金 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.001 |
| 買現先勘定 | — | ▲0.094 | — | — | — |
| 国債 | 0.207 | 0.211 | 0.240 | 0.221 | 0.257 |
| 短期国債 | ▲0.152 | ▲0.120 | ▲0.085 | ▲0.081 | ▲0.092 |
| 長期国債 | 0.232 | 0.227 | 0.246 | 0.229 | 0.262 |
| コマーシャル・ペーパー等 | ▲0.007 | ▲0.014 | 0.009 | ▲0.000 | 0.019 |
| 社債 | 0.016 | 0.027 | 0.041 | 0.034 | 0.047 |
| 外貨資産 | 0.538 | 0.462 | 2.134 | 1.400 | 2.825 |

② 自己資本関係

(図表 2 6) 自己資本残高及び自己資本比率

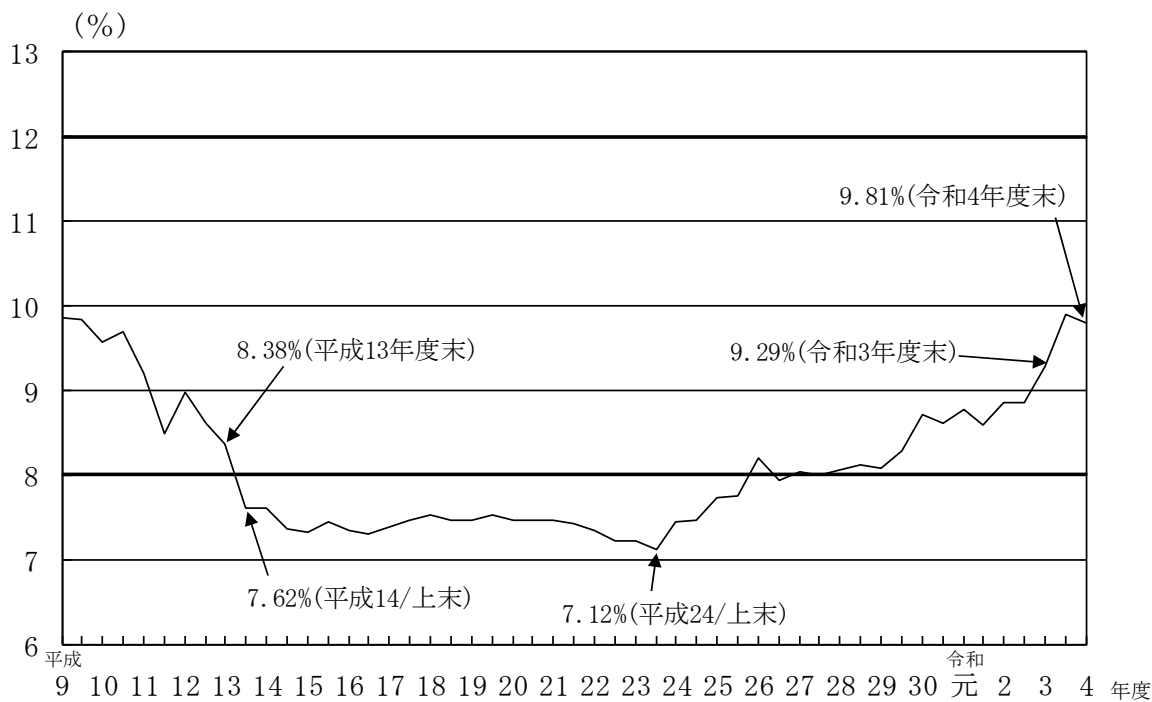
(単位:億円)

| | 2年度末 | 3年度末 | 4年度末 | (参考) | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| | | | | 前年度末比 増減 | 4年度 上半期末 |
| 資本勘定(A) | 33,778 | 34,440 | 35,484 | +1,043 | 34,440 |
| 資本金 | 1 | 1 | 1 | — | 1 |
| 法定準備金等 | 33,777 | 34,439 | 35,483 | +1,043 | 34,439 |
| 引当金勘定(B) | 67,294 | 74,934 | 83,292 | +8,357 | 84,582 |
| 貸倒引当金(特定を除く) | — | — | — | — | — |
| 債券取引損失引当金 | 51,980 | 56,010 | 60,622 | +4,612 | 58,125 |
| 外国為替等取引損失引当金 | 15,314 | 18,924 | 22,669 | +3,745 | 26,456 |
| 自己資本残高(A)+(B)=(C) | 101,073 | 109,375 | 118,776 | +9,401 | 119,022 |
| 銀行券平均発行残高(D) | 1,138,214 | 1,176,094 | 1,209,921 | +33,827 | 1,201,179 |
| 自己資本比率(C)/(D)×100 | 8.87% | 9.29% | 9.81% | +0.52% | 9.90% |

(注1) 法定準備金等には特別準備金(13百万円)を含む。

(注2) 自己資本残高については、円単位での計算後、億円未満を切り捨てているため、表中の計算結果と必ずしも一致しない。

(図表 2 7) 自己資本比率の推移



③ 保有有価証券関係

(図表 28) 保有有価証券の時価情報

<国債> (単位：億円)

| | 価 額 | 時 価 | 評価損益 |
|--------|-----------|-----------|--------|
| 4/3 月末 | 5,261,736 | 5,305,471 | 43,734 |
| 5/3 月末 | 5,817,206 | 5,815,635 | ▲1,571 |

<コマーシャル・ペーパー等>

| | | | |
|--------|--------|--------|---|
| 4/3 月末 | 25,143 | 25,143 | — |
| 5/3 月末 | 21,232 | 21,232 | — |

<社債>

| | | | |
|--------|--------|--------|------|
| 4/3 月末 | 85,830 | 85,532 | ▲298 |
| 5/3 月末 | 80,089 | 79,811 | ▲278 |

<金銭の信託（信託財産株式）>

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 4/3 月末 | 4,406 | 14,109 | 9,702 |
| 5/3 月末 | 2,935 | 9,616 | 6,680 |

<金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）>

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 4/3 月末 | 366,255 | 513,109 | 146,854 |
| 5/3 月末 | 371,160 | 531,517 | 160,356 |

<金銭の信託（信託財産不動産投資信託）>

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 4/3 月末 | 6,566 | 8,376 | 1,809 |
| 5/3 月末 | 6,569 | 7,350 | 780 |

(注1) 金銭の信託は、信託財産（約定ベース）のみを対象としているため、上記の帳簿価額は貸借対照表価額とは必ずしも一致しない。

(注2) 時価は、期末日における市場価格等に基づいている。

2. 令和4年度経費決算等

第138回事業年度（令和4年度）経費決算は、「一般事務費」において光熱費およびシステム化関係費用の支出が増加したことを主因に、全体では前年度比3.7%増加（+76億円）し、総額2,134億円となった。

（図表29）第138回事業年度（令和4年度）経費決算

| 科 目 | | 当 初 予 算 額 | 予 算 現 額 | 決 算 額 | 剰 余 額 | 前年度決算額 比較増減(▲) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------------|
| 銀行券製造費 | 銀行券製造費 | 54,882,297,000 | 54,882,297,000 | 54,882,295,000 | 2,000 | 590,605,000 |
| 国庫国債事務費 | 国庫国債事務費 | 21,332,440,000 | 21,332,440,000 | 21,128,182,526 | 204,257,474 | ▲ 79,892,324 |
| 給 与 等 | 役 員 給 与 | 428,725,000 | 428,725,000 | 428,545,300 | 179,700 | 4,151,800 |
| | 職 員 給 与 | 41,579,314,000 | 41,579,314,000 | 41,159,312,032 | 420,001,968 | 162,459,450 |
| | 退 職 手 当 | 10,356,317,000 | 10,356,317,000 | 9,875,067,509 | 481,249,491 | ▲ 30,021,133 |
| | 小 計 | 52,364,356,000 | 52,364,356,000 | 51,462,924,841 | 901,431,159 | 136,590,117 |
| 交 通 通 信 費 | 旅 費 交 通 費 | 1,978,040,000 | 1,978,040,000 | 1,487,059,177 | 490,980,823 | 527,453,997 |
| | 通 信 費 | 2,239,653,000 | 2,239,653,000 | 2,032,998,089 | 206,654,911 | ▲ 16,638,721 |
| | 小 計 | 4,217,693,000 | 4,217,693,000 | 3,520,057,266 | 697,635,734 | 510,815,276 |
| 修 繕 費 | 修 繕 費 | 2,276,551,000 | 2,276,551,000 | 2,106,276,989 | 170,274,011 | ▲ 267,045,311 |
| 一 般 事 務 費 | 消 耗 品 費 | 1,170,258,000 | 1,170,258,000 | 1,123,823,351 | 46,434,649 | ▲ 102,155,509 |
| | 光 熱 水 道 費 | 2,020,248,000 | 2,551,248,000 | 2,463,260,877 | 87,987,123 | 877,162,084 |
| | 建 物 機 械 等 賃 借 料 | 5,736,750,000 | 5,800,750,000 | 5,778,239,635 | 22,510,365 | ▲ 42,173,101 |
| | 建 物 機 械 等 保 守 料 | 11,669,232,000 | 11,986,232,000 | 11,890,122,103 | 96,109,897 | 1,814,648,757 |
| | 事 務 費 | 37,148,501,000 | 36,376,501,000 | 35,758,985,033 | 617,515,967 | 2,996,609,100 |
| | 小 計 | 57,744,989,000 | 57,884,989,000 | 57,014,430,999 | 870,558,001 | 5,544,091,331 |
| 合計（固定資産取得費、予備費を除く） | | 192,818,326,000 | 192,958,326,000 | 190,114,167,621 | 2,844,158,379 | 6,435,164,089 |
| 固 定 資 産 取 得 費 | 固 定 資 産 取 得 費 | 23,851,490,000 | 23,851,490,000 | 23,321,116,013 | 530,373,987 | 1,152,546,213 |
| | う ち 認 可 対 象 分 | 2,870,754,000 | 2,870,754,000 | 2,804,743,037 | 66,010,963 | ▲ 2,178,500,705 |
| 予 備 費 | 予 備 費 | 1,000,000,000 | 860,000,000 | 0 | 860,000,000 | 0 |
| 合 計 | 計 | 217,669,816,000 | 217,669,816,000 | 213,435,283,634 | 4,234,532,366 | 7,587,710,302 |
| | う ち 認 可 対 象 分 | 196,689,080,000 | 196,689,080,000 | 192,918,910,658 | 3,770,169,342 | 4,256,663,384 |

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。これについて当該事業年度の「決算報告書」を作成し、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出している。業務用不動産にかかる固定資産取得費は認可対象外であるが、認可対象分と同様に、監事監査において「経費支出の状況を適正に示している」と認められた。

予算現額は、当初予算額に、予備費の使用額、予算の移し替えに伴う増減額を加えた額である。

4年度においては、光熱費およびシステム化関係費用の支出増に伴い、大科目「一般事務費」に属する中科目「光熱水道費」、「建物機械等賃借料」および「建物機械等保守料」の予算に不足が見込まれたため、同一大科目の中科目「事務費」から、それぞれ391百万円、64百万円、317百万円の移し替えを行ったほか、「光熱水道費」に予備費を140百万円使用した。

業務分野毎の経費は下表のとおりとなった。

(図表 30) 業務分野毎の経費 (令和4年度)

(単位:百万円)

| 分 野 | 経 費 | 前年度比増減 | |
|-----------------|---------|--------|---------|
| | | 前年度比増減 | 構成比 (%) |
| 発券関係業務 | 87,711 | +1,732 | 41.6 |
| 金融政策関係業務 | 23,084 | ▲41 | 11.0 |
| 金融システム関係業務 | 19,012 | ▲866 | 9.0 |
| 決済システム関係業務 | 33,744 | +8,200 | 16.0 |
| 国庫・国債・その他政府関係業務 | 47,132 | ▲177 | 22.4 |
| 合 計 | 210,684 | +8,849 | 100.0 |

(注1) 損益計算書上の経費(2,107億円)を対象に作成している。なお、計数は単位未満四捨五入としている。

(注2) 日本銀行が行っている国際金融、調査・研究・統計などの業務や対外的な説明活動、組織運営面の取り組みに関する経費は、上記の各業務分野に幅広く共通して関係するため、各業務分野の経費に按分のうえ含めている。

(付1) 監事監査の概況

監事が日本銀行法の規定等に基づき、令和4年度（一部5年度）に実施した監査の概要は以下のとおりである。

1. 事業年度財務諸表等に関する監査

(1) 第137回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和4年4月から5月にかけて、第137回事業年度（令和3年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和4年3月31日現在の財産の状況、4年3月31日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び3年10月1日から4年3月31日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

(2) 第138回事業年度上半期財務諸表等の監査

監事は、令和4年10月から11月にかけて、第138回事業年度（令和4年度）上半期に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和4年9月30日現在の財産の状況及び4年4月1日から9月30日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

(3) 第138回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和5年4月から5月にかけて、第138回事業年度（令和4年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和5年3月31日現在の財産の状況、5年3月31日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び4年10月1日から5年3月31日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

2. 銀行券、有価証券、帳簿等の監査

監事は、令和4年度中、本店及び支店が保管・管理する銀行券、有価証券、帳簿等について、本店7局室研究所及び支店32か店において監査を延べ54回実施した。

3. 業務・経費の執行状況についての監査

監事は、令和4年度中、業務・経費の執行状況に関する監査として、本店4局のほか、支店32か店、国内12事務所の監査を実施した。また、本店各局室研究所の業務・経費の執行状況について所管部局の概況説明を受けるとともに、重要案件について随時、説明・報告の聴取（概況説明を含め195件）、回議等関係書類の閲覧（265件）、営業所等施設の視察（8件）等を行った。

(付2) 政策委員会主要議事事項一覧

(令和4年4月～令和5年3月)

令和4年4月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件 (4月27・28日)
- 資産買入れ方針の決定に関する件 (4月27・28日)
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件 (4月27・28日)
- 「経済・物価情勢の展望(2022年4月)」の基本的見解を決定する件 (4月27・28日)
- 金融政策決定会合の議事要旨(2022年3月17、18日開催分)に関する件 (4月27・28日)

(2) 通常会合関係

- 役員給与の改訂に関する件 (4月8日)
- 政策委員会月報(令和4年3月)に関する件 (4月19日)
- 第137回事業年度決算等に関する件 (4月26日)
- 参与の推薦に関する件 (4月26日)

2. 報告事項

- 金融システムレポート (4月15日)
- 2021年度「不動産その他の重要な財産の取得または処分」に関する報告 (4月19日)
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告 (4月26日)

令和4年5月

1. 議決事項

通常会合関係

- 令和3年度の業務概況書の作成に関する件 (5月17日)

- 政策委員会月報（令和4年4月）に関する件（5月24日）
- 預金保険機構運営委員会の会議に出席する日本銀行理事を指名する件（5月24日）
- 参与の推薦に関する件（5月31日）

2. 報告事項

- ITの活用に関する取り組みの状況（5月24日）
- 企業物価指数 2020年基準改定結果（5月24日）
- 2021年度下期の検査結果等（5月31日）

令和4年6月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（6月16・17日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（6月16・17日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月16・17日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年4月27、28日開催分）に関する件（6月16・17日）

(2) 通常会合関係

- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月7日）
- 政策委員会月報（令和4年5月）に関する件（6月14日）

2. 報告事項

- 2022/3月末における本行バランスシートの状況（6月3日）
- 2021年度のシステム関連事務の遂行状況等（6月3日）
- 令和3年度下期中の保有外貨資産の管理状況（6月7日）
- 業務リスク管理（6月10日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（6月14日）
- 令和3年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準（ラスパイレス指数）（6月28日）

令和4年7月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（7月20・21日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（7月20・21日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（7月20・21日）
- 「経済・物価情勢の展望（2022年7月）」の基本的見解を決定する件（7月20・21日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年6月16、17日開催分）に関する件（7月20・21日）
- 2023年の金融政策決定会合の開催予定日に関する件（7月20・21日）

(2) 通常会合関係

- ニューヨーク事務所の移転に関する件（7月8日）
- 参与の推薦に関する件（7月19日）
- 議長の職務を代理する者の決定に関する件（7月26日）
- 金融取引等審査会委員の選任に関する件（7月26日）
- 政策委員会月報（令和4年6月）に関する件（7月26日）

2. 報告事項

- 最近のコンプライアンス会議の活動状況等（7月8日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（7月19日）

令和4年8月

1. 議決事項

該当なし

2. 報告事項

該当なし

令和4年9月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（9月21・22日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（9月21・22日）
- 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの段階的終了等の決定に関する件（9月21・22日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月21・22日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年7月20、21日開催分）に関する件（9月21・22日）

(2) 通常会合関係

- 令和4年度の職員の給与等に関する件（9月6日）
- 政策委員会月報（令和4年7月）に関する件（9月6日）
- 参与の推薦に関する件（9月20日）
- 重要な財産の取得に関する件（9月27日）

2. 報告事項

- 地域金融強化のための特別当座預金制度の運営状況（9月6日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（9月20日）

令和4年10月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（10月27・28日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（10月27・28日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月27・28日）
- 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正に関する件（10月27・28日）
- 「経済・物価情勢の展望（2022年10月）」の基本的見解を決定する件（10月27・28日）

- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年9月21、22日開催分）に関する件（10月27・28日）

(2) 通常会合関係

- 「会計規程」の一部変更に関する件（10月14日）
- 第138回事業年度上半期財務諸表の作成等に関する件（10月25日）
- 政策委員会月報（令和4年8・9月）に関する件（10月25日）

2. 報告事項

- 金融システムレポート（10月18日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（10月25日）

| |
|----------------|
| 令和4年11月 |
|----------------|

1. 議決事項

通常会合関係

- シンガポール通貨庁との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（11月11日）
- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（11月25日）
- 役員給与の改訂に関する件（11月25日）
- 政策委員会月報（令和4年10月）に関する件（11月25日）

2. 報告事項

- 改刷に向けた準備の進捗状況（11月1日）
- 2023年度IT投資計画の策定に向けた取組み（11月11日）
- 最近の考査結果の概要（11月22日）
- 最近の業務システムの運営（11月29日）

令和4年12月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（12月19・20日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（12月19・20日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月19・20日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年10月27、28日開催分）に関する件（12月19・20日）

(2) 通常会合関係

- 第138回事業年度（令和4年度）経費予算の執行に関する件（12月13日）
- 令和5年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月16日）
- 政策委員会月報（令和4年11月）に関する件（12月16日）

2. 報告事項

- 最近の文書局および文書システムの業務運営（12月6日）
- 2022/9月末における本行バランスシートの状況（12月9日）
- 令和4年度上期中の保有外貨資産の管理状況（12月9日）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（12月9日）
- 2023年度IT投資計画（案）（12月13日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（12月16日）
- 2022年度上期の検査結果等（12月23日）

令和5年1月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（1月17・18日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（1月17・18日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月17・18日）
- 「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）

- 「系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則」の制定に関する件（1月17・18日）
- 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）
- 「経済・物価情勢の展望（2023年1月）」の基本的見解を決定する件（1月17・18日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2022年12月19、20日開催分）に関する件（1月17・18日）

(2) 通常会合関係

- 政策委員会月報（令和4年12月）に関する件（1月13日）
- 令和5年度の銀行券発注高に関する件（1月31日）

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（1月13日）

令和5年2月

1. 議決事項

通常会合関係

- 第138回事業年度（令和4年度）経費予算の執行に関する件（2月3日）
- 政策委員会月報（令和5年1月）に関する件（2月14日）
- 参与の推薦に関する件（2月28日）
- タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（2月28日）

2. 報告事項

- 令和5年度経費予算編成（2月3日）
- 事務職員の2023年度採用見込みと2024年度採用方針（2月3日）
- 中央銀行デジタル通貨に関する実証実験（2月14日）
- 発券系統における最近の業務運営と当面の課題（2月28日）

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（3月9・10日）
- 資産買入れ方針の決定に関する件（3月9・10日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月9・10日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2023年1月17、18日開催分）に関する件（3月9・10日）

(2) 通常会合関係

- 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（3月3日）
- 理事の推薦に関する件（3月10日）
- 「2023年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月14日）
- 政策委員会月報（令和5年2月）に関する件（3月14日）
- 第139回事業年度（令和5年度）経費予算の作成等に関する件（3月17日）
- 2023年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月17日）
- 議長の職務を代理する者の決定に関する件（3月20日）
- 氷見野副総裁の兼職を承認する件（3月20日）
- 2023年度における中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関する件（3月31日）
- 預金保険機構運営委員会の会議に出席する日本銀行理事を指名する件（3月31日）

2. 報告事項

- 金融経済教育に関する活動報告および最近の動向（3月3日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（3月7日）
- 本行出資証券の電子化（3月17日）

(付3) 役職員の給与・退職手当等

1. 役員報酬等

役員報酬等の支給状況

(単位：千円)

| 役名 | 令和4年度年間報酬等の総額 | | 就任・退任の状況 | | |
|--------------|---------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 報酬 (役員俸給) | 賞与 (役員手当) | 就任 | 退任 |
| 総 裁 | 35,154 | 24,120 | 11,034 | | |
| 副総裁 (2人) | 55,556 | 38,160 | 17,396 | 5年3月20日2人 | 5年3月19日2人 |
| 審議委員 (6人) | 161,192 | 109,656 | 51,536 | 4年7月24日2人 | 4年7月23日2人 |
| 監 事 (3人) | 47,250 | 31,680 | 15,570 | | |
| 理 事 (6人) | 129,393 | 86,184 | 43,209 | 4年5月9日1人 5年3月20日1人 | 4年5月8日1人 5年3月19日1人 |

役員退職手当の支給状況 (令和4年度中の退職者)

(単位：千円)

| 区分 | 支給額 (総額) | 在職 期間 | 退職年月日 | 業績 勘案率 | 摘要 |
|------|-------------|-------------|---------|-----------|--|
| 副総裁 | 32,729 | 12年 10か月 | 5年3月19日 | 1.5 | 業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。 理事在職期間(7年10か月)に係る退職手当の支給額17,712千円を含む。 |
| 副総裁 | 15,017 | 5年 | 5年3月19日 | 1.5 | 業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |
| 審議委員 | 15,343 | 5年 | 4年7月23日 | — | 業績評価対象外 |
| 審議委員 | 15,343 | 5年 | 4年7月23日 | — | 業績評価対象外 |

| 区分 | 支給額 (総額) | 在職 期間 | 退職年月日 | 業績 勘案率 | 摘要 |
|----|-------------|----------|--------|-----------|-----------------------------------|
| 理事 | 9,045 | 4年 | 4年5月8日 | 1.5 | 業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。 |

(注) 業績勘案率は、業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定。

2. 職員給与

主要役職の給与支給状況

(単位：千円)

| | 令和4年度の年間給与額 (平均) | |
|---------|------------------|-------------------|
| | | うち俸給・賞与・ 職務手当計 |
| 局長・審議役級 | 19,661 | 19,585 |
| 参事役級 | 18,207 | 18,003 |
| 企画役級 | 14,385 | 14,266 |

(注) 「年間給与額」には、通勤手当および時間外勤務手当を含まない。

主要役職の退職手当支給状況

(単位：千円)

| | 退職一時金 | 企業年金 (年額) |
|---------|--------|-----------|
| 局長・審議役級 | 30,896 | 2,542 |
| 参事役級 | 27,931 | 2,158 |
| 企画役級 | 21,608 | 1,950 |

(注) 「退職一時金」は、令和4年度中に当該役職で退職した職員への支給実績の平均値。また、「企業年金 (年額)」は、当該職員に対する年金支給予定額 (60歳支給の場合) の平均値。

(付4) 中期経営計画(2019~2023年度)¹

1. はじめに

この中期経営計画は、2019年度から2023年度までの日本銀行の業務・組織運営の基本方針を定めたものである。

本計画では、日本銀行が中期的に達成すべき課題を明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間とし、計画内容を基本的に固定する枠組みを採用している。

その上で、環境変化への対応力を確保するため、本計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、本計画の内容を柔軟に見直す方針としている。

2. 日本銀行の行動原則

日本銀行は、わが国の中央銀行として尊重すべき普遍的な理念を、以下のとおり行動原則として定め、役職員が日々の業務を遂行する際に常に意識すべきものと位置付けている。日本銀行は、この行動原則に基づく、政策・業務運営の適切な遂行を通じて、国民からの信認を確保していく。

公益の実現

日本銀行法に定められた目的と理念²を達成することにより、公益の実現を図る。

透明性の確保

外部との様々なネットワークを通じて、政策や業務についての説明責任を適切に果たす。

業務の質の向上

環境変化を適切に捉え、中央銀行サービスの質を高めていく。

¹ 本計画は、平成31年3月22日の政策委員会において決定された。

² 日本銀行法第1条において、日本銀行の目的を銀行券の発行、通貨及び金融の調節、信用秩序の維持と定めているほか、第2条において、物価の安定を通じて、国民経済の健全な発展に資することを、通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念と定めている。

公正な職務の遂行

役職員一人一人が、高いモラルを維持しつつ、公正に職務を遂行する。

経営資源の効果的・効率的活用

業務および組織の運営に当たっては、経営資源を効果的・効率的に活用する。

3. 環境認識および経営指針

中央銀行を取り巻く環境をみると、金融経済のグローバル化が引き続き進展するとともに、デジタル化等の情報技術の進歩と応用が加速しており、これが金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつある。また、わが国では、人口減少・高齢化等の社会的変化が金融経済に与える影響も大きくなってきている。広く経済社会に関しては、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)への取り組みが求められている。こうしたもとで、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりを増すとともに、環境変化に適切に対応することがより重要になってきている。

日本銀行は、こうした環境認識のもとで、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていくため、この中期経営計画において、以下の3つを経営指針とする。

(1) 使命達成に向けた組織全体の取り組み

日本銀行の使命は、「物価の安定」と「金融システムの安定」である。物価の安定に向けては、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を掲げている。これらの使命を将来にわたって着実に達成していくことが、国民全体の利益に繋がるとの認識を共有し、引き続き使命達成に向けて、組織の力を結集して取り組んでいく。その際、自らの政策や業務運営について、対外的に分かり易く説明するとともに、外部の意見にもしっかりと耳を傾けることが重要である。こうした観点から、国内外のネットワークの拡充を図りつつ、コミュニケーションを一層充実させていく。

(2) 環境変化への対応力の強化

中央銀行を取り巻く環境は大きく変化しており、これへの対応力を高めることが重要となっている。こうした観点から、業務の不断の見直しや効率化、経営資源の有効活用等を通じ、変化への対応に必要な体制整備を図っていく。また、中央銀行員としての高度な専門性を有する人材を育成するとともに、多様な人材の活用を推進し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、個々の職員が能力を存分に発揮できるよう、業務にかかる生産性の向上や働き方の多様化・柔軟化に資する環境を整備していく。

(3) 安定的かつ公正な業務の遂行

日本銀行の使命は、様々な中央銀行業務を通じて実現されるものであり、そうした業務を安定的かつ公正に遂行することが、国民から信認を得ていく上での起点である。また、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりを増しており、そうした動きは今後も続くとみられる。こうした点を踏まえ、日本銀行は、業務リスク管理を適切に行うとともに、長年培ってきた事務の確実性と現場力を維持・強化することを通じて、安定的な業務遂行を確保する。同時に、役職員による公正な職務遂行を引き続き徹底する。

4. 業務・組織運営に共通する情報技術にかかる取り組み

日本銀行は、普遍的な理念である行動原則、および本計画における軸となる経営指針のもとで、業務運営、組織運営の各々にかかる課題に取り組んでいく。その際、情報技術が金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつあることを踏まえ、情報技術にかかる取り組みを適切に進めていくことが、業務・組織運営の両面で重要となる。

業務運営においては、中長期的な視座に立ち、そうした影響が日本銀行の業務や業務の相手方となる金融機関等にどのように及ぶかを考慮しつつ、新たな課題への対応や必要な業務面の調整に前向きに取り組んでいく。また、組織運営においては、情報技術を一層積極的に活用し、本計画期間を通じて、業務の効率化や業務リスクの削減、経営資源の有効活用に幅広く取り組んでいく。これらの取り組みについては、政府と民間部門における情報技術の活用動向と調和をとりながら進める。

5. 業務運営面での取り組み

業務運営面においては、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 金融政策運営に資する適切な企画・立案

わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長を実現していく過程では、情報技術が及ぼす影響を含め、金融経済情勢に様々な変化が生じることが予想される。

こうした変化を適切に捉え、金融政策運営をしっかりと支えていく観点から、内外の金融経済情勢について、多様な視点からの調査・分析を適切に行っていく。

また、金融政策の効果や影響を多面的に分析した上で、機動的に政策の企画・立案を行っていく。その上で、金融政策運営に応じた適切な金融調節を実施する観点から、必要な体制の整備にも取り組んでいく。

(2) 金融システムの安定・機能度の向上

わが国経済の成長力強化を金融面から後押ししていくためには、金融システムの安定や機能度の向上が不可欠である。

そうした観点から、日本銀行の取引先選定や貸出関連などの業務を適切に企画・立案、運営していく。

また、個別金融機関の経営環境、経営戦略・業務運営やリスク管理の状況、収益力、資本基盤などについて、人口動態や情報技術が及ぼす影響も踏まえつつ、考査やモニタリングを通じて適切に把握していく。とりわけ、収益面での構造的な課題や内外での事業展開に伴うリスクプロファイルの変化を適切に勘案し、金融機関の経営実態を把握していく。その上で、情報技術も活用しながら、金融機関と経営課題を共有し、必要な取り組みを後押ししていく。

金融システムに関連する政策の企画・立案に際しては、引き続きマクロブルーデンスの視点を重視していく。その前提として、金融サービスの担い手の変化等も踏まえつつ、金融システム全体の安定性・機能度に関する調査・分析の充実を図っていく。

この間、金融システムの安定確保のため必要な場合には、個別金融機関ないし金融市場に対して、最後の貸し手機能を適切に発揮する。

これらの課題に取り組むに当たっては、関係機関と適切に連携していく。

(3) 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

新たな金融・決済サービスの拡がりや金融機関の業務運営の変化等の環境変化を的確に把握しつつ、決済ニーズの多様化や金融のグローバル化に応じたわが国決済サービスの高度化を図っていく。こうした観点から、国内外の幅広い担い手との対話を通じ、情報技術がもたらす新たな可能性や課題に関する議論や取り組みに中央銀行として積極的に貢献していく。

また、日銀ネットの機能を有効に活用し、日本円や日本国債のクロスボーダー決済の実現に向けた取り組み等を推進していくことに加え、新たな情報技術の中央銀行決済サービスへの適用可能性等に関する検討を幅広く進めていく。

この間、金融市場インフラに対して、それらを取り巻く環境変化を踏まえながら、オーバーサイトを適切に行っていく。

また、決済リスクの削減や市場機能の強化に向けて、国際的な観点も踏まえつつ、市場関係者などと密接に連携しながら、わが国の金融・資本市場基盤の整備に積極的に取り組んでいく。

(4) 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

発券業務については、新たな技術も取り入れながら、安心して銀行券や貨幣を使える環境整備に取り組んでいく。こうした観点から、現金の受払や鑑査等の業務を確実かつ安定的に遂行するほか、関係機関等との連携を図りつつ、銀行券のクリーン度に関する管理体制や偽造対策を強化していく。

また、現金の流通動向を的確に把握しつつ、それを踏まえた安定的かつ効率的な事務処理体制を構築していく。

銀行業務については、日々の日本銀行当座預金の決済や金融市場調節を正確かつ安定的に遂行する。国庫・国債業務については、多種多様な事務を確実に遂行する。

また、銀行業務、国庫・国債業務に関する今後の事務量の趨勢的な変化やこれら業務の相手方を取り巻く環境変化等を見極めつつ、安定的かつ効率的な事務処理体制等のあり方を検討していく。

(5) グローバル化に対応した国際金融面での貢献

グローバル化が進展し、金融機関や企業の対アジア取引が引き続き広がる中、わが国経済にとって、アジアなど国際的な金融経済の安定がより重要になっている。

こうした認識のもとで、国際通貨金融システムの安定確保に向けて、海外当局とも連携しつつ、中央銀行として、適切な役割を果たしていく。また、わが国としての立場も踏まえつつ、各種の国際的な会合において、主導的な役割を発揮していく。さらに、アジアの金融経済の安定確保に向けて、金融協力や技術支援等を充実させていく。

(6) 地域経済・金融に対する貢献

本支店や事務所の機能を活用し、各地域に対して、中央銀行サービスを適切に提供することなどを通じて、持続可能な発展の観点も踏まえつつ、地域経済・金融に貢献していく。

中央銀行サービスに関しては、災害時を含めて、各種の業務を安定的に遂行する。また、各地域における金融機関や企業、経済団体などとのきめ細かな意見交換を通じて、各地の金融経済情勢や地域にかかる課題を的確に把握していくとともに、内外の経済・金融に関する日本銀行の判断や、日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を丁寧に説明していく。こうした過程で得られた情報は、金融政策運営や業務運営に積極的に活用していく。

(7) 対外コミュニケーションの強化

日本銀行に対する信認を幅広く得ていく観点から、金融政策運営や業務運営について、専門家向けだけでなく一般向けを含めて、内外に分かり易い情報発信を行っていく。

また、日本銀行の政策・業務運営に密接な関係を有している金融機関とのコミュニケーションを一層強化していくとともに、企業や経済団体など幅広い分野の人々や組織との間でのネットワークを構築・強化し、政策や業務に関する意見やニーズなどを積極的かつ丁寧に把握していく。

こうした観点から、日本銀行ホームページをはじめとする多様な媒体を活用しつつ、多角的かつ効果的な情報の受発信に努めていくほか、本支店の見学の充実も図っていく。

調査・分析に関しては、その成果を効果的に発信していくとともに、日本銀行作成統計について、利便性向上や経済・産業構造の変化などの観点を踏まえつつ、適切に作成・公表していく。

このほか、国民の金融リテラシー向上に向けて、関係機関と連携しつつ、金融広報中央委員会などの活動を積極的に支援していく。

6. 組織運営面での取り組み

(1) 組織運営面の課題

組織運営面では、本支店・事務所の各部署が十分な連携を図りつつ、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

イ. 環境変化に応じた業務推進とそれを支える人材の確保

中央銀行として取り組むべき課題の拡がりや環境変化への対応の観点を踏まえ、高度な専門性の集積や長年培ってきた現場力の維持・強化を通じて、業務企画力の高度化を図っていく。また、情報技術を活用した事務プロセスの再構築や見直し、システム化による事務の効率化・安定化に積極的に取り組み、これらを通じて経営資源の一層の有効活用を図る。

人材面では、中央銀行員としての高度な専門性を有し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、新たな課題に取り組むための人材や国際的に活躍できる人材の育成を、働き方の変化も踏まえながら進めていく。また、女性や高年層の活躍の場を拡げていくなど、ダイバーシティを一層推進していく。さらに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実の観点から、働き方の多様化・柔軟化を着実に実現していく。これらにより、多様な人材が能力を存分に発揮できる職場づくりを進める。

ロ. 業務リスクの適切な管理

日本銀行が国民からの信認を確保していくためには、業務全般にわたり、安定的で確実な事務遂行を維持していく必要がある。こうした観点から、人員構成や働き方の変化を踏まえつつ、業務リスクの効果的な管理に向けて、

組織横断的な取り組みを行っていく。その際、情報技術を積極的に活用することにより、業務リスクの低減やリスク管理の効率化を進めていく。

また、業務リスクの管理に当たっては、公正な職務の遂行を確保することが不可欠である。こうした観点から、社会的適合性を意識したコンプライアンスの徹底や情報セキュリティ対策の推進に、引き続き取り組んでいく。

ハ. 業務継続力の強化

東日本大震災や熊本地震その他相次ぐ災害の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震などに関する被災想定の見直し等も踏まえつつ、日本銀行の経営資源を有効に活用しながら、業務継続体制のさらなる整備を進めていく。

(2) 経営資源に関する事項

イ. 人員

本計画で掲げた課題を着実に達成するため、必要な人員については増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の定員（常勤職員数の最高限度）については、こうした基本的な考え方に沿って、決定し、公表する。

ロ. 経費支出

本計画に掲げた課題を着実に達成するため、必要な経費は確保していく一方、支出全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の経費予算については、こうした考え方に沿って、決定し、公表する。

7. 事後評価

本計画に掲げた業務・組織運営面での課題を着実に実行し、機動的な資源配分の見直しに繋げていく観点から、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表する。また、計画全体の事後評価も行う。

以 上

(参考) 中期経営計画に関連した事項

1. 令和5年度経費予算³

令和5年度(第139回事業年度)経費予算⁴は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りにする事とした。

(単位:千円、%)

| 科 目 | | 当年度予算額 | 前年度 当初予算比 増減率 |
|-------------------|------------------------|-------------|---------------------|
| 銀行券製造費 | 銀行券製造費 | 61,925,111 | 12.8 |
| 国庫国債事務費 | 国庫国債事務費 | 21,326,048 | ▲0.0 |
| 給 与 等 | 役 員 給 与 | 431,716 | 0.7 |
| | 職 員 給 与 | 42,989,124 | 3.4 |
| | 退 職 手 当 | 10,547,428 | 1.8 |
| | 小 計 | 53,968,268 | 3.1 |
| 交 通 通 信 費 | 旅 費 交 通 費 | 2,524,106 | 27.6 |
| | 通 信 費 | 2,065,931 | ▲7.8 |
| | 小 計 | 4,590,037 | 8.8 |
| 修 繕 費 | 修 繕 費 | 2,187,105 | ▲3.9 |
| 一 般 事 務 費 | 消 耗 品 費 | 1,309,062 | 11.9 |
| | 光 熱 水 道 費 | 4,039,016 | 99.9 |
| | 建 物 機 械 等 賃 借 料 | 6,839,129 | 19.2 |
| | 建 物 機 械 等 保 守 料 | 11,700,977 | 0.3 |
| | 事 務 費 | 36,175,982 | ▲2.6 |
| | 小 計 | 60,064,166 | 4.0 |
| 合計(除く固定資産取得費、予備費) | | 204,060,735 | 5.8 |
| 固 定 資 産 取 得 費 | 固 定 資 産 取 得 費 | 16,685,192 | ▲30.0 |
| | うち認可対象分 ^(注) | 3,753,435 | 30.7 |
| 予 備 費 | 予 備 費 | 1,000,000 | 0.0 |
| 合 計 | | 221,745,927 | 1.9 |
| | うち認可対象分 ^(注) | 208,814,170 | 6.2 |

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

³ 本経費予算は、令和5年3月17日の政策委員会において決定された。

⁴ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている(日本銀行法第51条第1項等)。なお、文中及び表上の計数は単位未満四捨五入。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 33,095,829 千円（前年度比 +0.4%）を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 12,018 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、15,252 人月程度となっている。

主な増減をみると、営業所工事関連の支出減少等に伴い固定資産取得費（前年度比▲30.0%）が減少した一方、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費（同+12.8%）が増加したほか、光熱水道費の増加等を背景に一般事務費（同+4.0%）が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている（同+1.9%、うち認可対象分+6.2%）。

2. 定員⁵

令和 5 年度の定員（常勤職員数の最高限度）は 4,900 人とする。

⁵ 本定員は、令和 5 年 3 月 31 日の政策委員会において決定された。